

令和2年12月18日

令和2年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年12月15日 開会

令和2年12月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年12月18日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

令和2年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和2年12月18日(金)

午前10時00分 開議

会期 令和2年12月15日～12月18日(4日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(11名) 1 澤本 幹男議員 2 高橋 邦男議員 3 小山 辰美議員 4 相田恵美子議員 5 石田 芳英議員 6 木村 圭議員 7 小峰 陽一議員 8 宮野 亨議員 9 森田 紀子議員 10 伊藤 英人議員 11 大澤由香里議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	—	議員派遣について	決定
5	—	町長あいさつ	—

(午後4時12分 閉会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は、11 名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。おはようございます。

それでは、2 点ほど質問をさせていただきます。

まず 1 点目でございます。奥多摩町の総人口 5,000 人割れについてお伺いいたします。

先月の 11 月 1 日の奥多摩町の総人口が 5,004 人となり、5,000 人の大台割れに近づきました。そして、今月 1 日、12 月 1 日、4,990 人となり、ついに 5,000 人を割ってしまいました。

奥多摩町は、昭和 30 年に 1 町 2 村が合併して誕生しました。総人口は、合併当時の 1 万 5,000 人弱がピークで、総人口 5,000 人割れと聞いて残念に思う町民も多いのではないのでしょうか。

そこで、町も人口減少に対して 10 年前から対応を行い、そして、平成 27 年から第 5 期奥多摩町長期総合計画がスタートしました。その計画の中で、人口減少の対策として少子化対策や若者定住化対策を最重点課題として若者定住推進課を新設し、年少人口と生産年齢人口の増加に対応してきました。

第 5 期長期総合計画を作成した時点では、今年の推計総人口は 4,511 人ですが、今年は 500 人ほどの増加で推移しています。しかし、計画であり、現実に総人口が 5,000 人台から 4,000 人台になるということは、心理的にこれからもどんどん人口が減っていくのではないかという不安な気持ちになります。また、国の統計等の資料でも 5,000 人以下のグループに分類されるのではないのでしょうか。

町は、総人口 5,000 人割れについてどのように考えているのか。今後どのように対応していくのかをお伺いいたします。

2 点目でございます。除雪機購入の半額補助についてでございます。

この冬は、ラニーニャ現象が発生する確率が非常に高いと言われております。ラニーニ

現象が発生すると、厳しい寒さの冬になり、降雪量が非常に多くなると言われております。数日前より、新潟県や長野県、群馬県では記録的な大雪となり、高速道路がトラック等で渋滞しているということもテレビで放映されておりました。

そして、大雪といえば平成 26 年の大雪が奥多摩町では思い出されます。日原地区等に自衛隊の支援を依頼しました。町民総出で雪かきをする等大変な苦勞をしました。各自治会では除雪機を所有していますが、除雪するにも人が足りない状況です。個人で自分の家の近くで道路等、除雪するにも少子高齢化により、雪を除雪することが非常に大変で困難な状況になっております。少し前までは多くの住民が出て、スコップ等で公道を除雪しておりました。今は難しい場所もあり、町民からも除雪機を購入したいとの声が聞かれます。

そこで、除雪時の大変さを少しでも軽減するために除雪機を購入する希望がある町民に対して購入金額の半額を補助することを提案いたします。購入することで、除雪車等が来るまでの間に人が通る道等を除雪することができます。また、除雪車が入ることのできない、人が通る狭い道を除雪することも可能となります。また、町に対しての除雪の依頼が少なくなるのではないのでしょうか。是非、除雪機を購入したいと希望する町民に対して購入金額の半額補助をお願いいたします。

なお、様々な除雪機がありますので、ルール等は町で検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） それでは、7 番、澤本幹男議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、奥多摩町の総人口 5,000 人割れを町はどのように考えているか、今後どう対応していくかについてお答え申し上げます。

町における本年 11 月 1 日の人口は、5,004 人でしたが、12 月 1 日現在の人口は、4,990 人となりました。現在の奥多摩町が誕生した 65 年前の昭和 30 年 10 月 1 日の人口は、1 万 5,594 人と 1 万 5,000 人を超える規模であり、同時期の青梅市は 5 万 5,218 人、瑞穂町が 9,607 人、日の出町は 8,305 人、檜原村は 5,940 人であり、当時の奥多摩町は、周辺自治体と比較いたしましても、多くの町民が住んでいたということがわかります。

しかし、それ以降は、小河内ダムの完成に伴う工事関係者の転出や高度経済成長期の産業構造の変化等の影響もある中、減少の傾向が続き、40 年前の昭和 55 年には 9,880 人と

なり、1万人を下回りました。

一方で、奥多摩町が誕生する前の1町2村の時代を見ても、今から100年前の大正9年には9,514人、それから10年後の昭和5年には1万896人で、1万人を突破しておりました。

なお、昭和20年と昭和25年には1万6,000人を超える記録が残っておりますが、これらの人口増は、昭和20年については疎開者在住によるもの、また、昭和25年については小河内ダムの工事再開によるものと昭和60年に刊行されました「奥多摩町誌」には記されております。

町における人口減少の問題につきましては、国内外の影響、別の言い方をしますと、他律的な要因を受けながら現在に至る状況が考えられるその一方で、日本の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、現在は、全国的に人口減少問題を論じる時代に突入をしております。

平成30年第1回町議会定例会では、11番、高橋邦男議員から「消滅可能性自治体に指摘されたことを町はどのように受けとめているか」について質問をいただいております。これは、平成27年5月に、増田寛也元総務大臣を座長とする日本創成会議の人口減少問題検討分科会が2040年までに全国1,799市区町村のうち、約半数にあたる896の自治体が消滅する恐れがあると示し、奥多摩町につきましても全国で43番目、都内では消滅する可能性が最も高い自治体として公表され、町といたしましても大きな衝撃を受けました。

このことは、名指しで町の将来の可能性を消滅と示されたことにより、住民意識の中に諦めの気持ちを広げることにならなかったのかと思いを巡らせると共に、今後、町の地域特性にマッチした取り組みの方向性など、改めて方法論を含め、確認する必要性を認識しつつ、一歩ずつ着実に地域の方々と前向きな可能性について検討し、共有化を図ってまいりたいとの答弁を当時の河村町長から申し上げました。

今般、町の総人口が5,000人を割り込む状況になりましたが、澤本議員からもごさいますように、第5期奥多摩町長期総合計画策定時における本年の推計人口と実際の人口の比較では、実人口が計画数値を上回り、減少ペースも緩やかな結果となり、これまでの施策に一定の成果があったものと考えております。ただし、住民目線で考えた場合、端的に言えば、残念な気持ちを持たれた方も少なからずいらっしゃるものと思われま

なお、人口の減少により5,000人以下のグループに分類されるのではとのご質問ですが、国では、市町村類型として人口及び産業構造による全国の市町村を35のグループに分類しており、当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言っております。現在、奥

多摩町は、5,000人以上1万人未満のグループに属しておりますが、今後は、5,000人未満のグループに属するものと思われます。ただし、この分類の目的は、類似団体別に財政等の比較分析を行うものであり、人口減少により不利益を被るものではございません。

本年9月に開催されました第3回定例会では、2番、森田紀子議員から「長期化するコロナ禍における経済活動及び奥多摩町におけるワーケーションの促進について」の質問をいただき、現在のコロナ禍の中、経済活動との共存では、居住地を選択する基準として総務省発表の東京圏における人口の転出超過の状況を説明しながら、地域の衛生的な安全性が意識されるようになったことと、過疎地域である町にも地域経済の活性化にも資するチャンスが巡ってきたのではないかとのご答弁をさせていただきました。

また、一方では定住人口の確保は、全国の自治体、特に過疎地域では旧来から最大の課題であり、全国で人口減少が進む中、各自治体の人口増加策はゼロサムゲームとなり得るとの見解もお示ししました。

地域の充足度は、定住人口、いわゆる住民票主義の数値だけで図る時代ではなく、むしろ地域で暮らし、また、地域と多様に関わろうとする人々の質的な充足度こそ大切であるとも言われています。

長期総合計画の前期5か年における中間報告書につきましては、多摩大学の産官学民連携センター長でもある経営情報学部の松本祐一教授にご協力をいただき、後期5か年に対する方針の意見をまとめていただき、町のホームページで公表いたしました。詳細は割愛しますが、これまでのある意味、応急処置的な施策から、人間で言えば体幹を鍛えて様々な困難に立ち向かえる町の体質改善を行い、少しずつ変わっていく必要があると説かれており、そのために意識すべきポイントの1つとして関係人口への働きかけを説かれております。

いずれにいたしましても全国の過疎地域が同じような問題や課題を抱える中、都市にはない奥多摩町固有の価値、言い換えれば存在意義を自らも認識し、それを高めると共に発言し、人々の新しいライフスタイルに合致するような魅力あるまちづくりを引き続き進めてまいりたいと考えます。

次に、除雪機購入の半額補助についてのご質問にお答えいたします。

近年、地球温暖化の影響により気象環境が大きく変化し、台風や集中豪雨、大雪等の自然災害は、大規模化・激甚化し、また、社会情勢も少子高齢化等に伴う地域社会の弱体化など大きく変化しており、自然災害に対するリスクが高まっております。

議員も申されましたが、平成26年2月は、10年に一度の強い寒波が日本列島に流れ込

み、全国的に寒い日が続き、南岸低気圧が急速に発達したため、8日、14日と2週続けて関東・甲信越・東北地方の広範囲で大雪となり、町でも1メートルを超える想定外の積雪となったことから、管内の道路全ての除雪作業が完了するまでには概ね7日間を要し、住民生活に大きな影響を与えました。

この大雪では、町長を本部長とする雪害対策本部を設置し、24時間体制で町内の警戒、情報収集にあたりると共に、町内の建設業協会の皆さんや奥多摩消防署、青梅警察署、警視庁機動隊、併せて地域住民の皆様にも除雪作業にご協力をいただきました。また、雪崩による小河内地区などの孤立解消のため、陸上自衛隊・東部方面隊・第1師団・第1施設大隊・第1中隊に派遣要請を行い、除雪作業や食料品、医薬品などの物資の搬送にもご協力いただき、各地区の孤立が解消されたことは記憶にも新しいところであります。

町ではバス路線や通学路などの町道20路線、林道6路線の合計26路線を主要除雪指定路線として一般社団法人奥多摩建設業協会に除雪作業を委託しており、積雪の恐れのある場合には気象情報を確認すると共に、事前に業者に連絡を行い、各地域で指定している業者に待機をしていただき、積雪により交通機能の支障が認められる場合は、各路線の除雪作業を行っておりますが、優先順位の観点から東京都が行う国道や都道などの幹線道路の除雪作業が優先され、町道及び林道については、その後の作業になっているというのが現状であります。

また、除雪指定路線以外で除雪作業に遅れが生じている地域に透析患者や通院が必要な方、或いは避難行動要支援者の方がお住まいの場合については、町が保有している除雪用重機で環境整備課の職員が直営で除雪作業を行っております。また、除雪用重機が入ることのできない幅員の狭い朱道や通路などにつきましては、職員が人力によって除雪作業を行い、住民生活への影響を解消すると共に、安否確認等につきましても迅速に対応しております。

町では平成10年度に各自治会での除雪作業を支援するため、エンジン付小型除雪機を当時の21自治会に配備させていただき、地域の状況に応じて活用していただいておりますが、議員が申されるように、近年は、住民の減少や高齢化に伴い、各地域において除雪作業が大きな負担になっている現状は認識をしております。

議員からご提案いただきました除雪機購入の半額補助につきましては、制度設計の問題、或いは財源確保の問題など課題もございますので、今後しっかりと検討・研究してまいります。

今後も引き続き関係機関と連携しながら、迅速な除雪活動を推進し、住民皆さんの安

全・安心を確保してまいります。

○議長（原島 幸次君） 澤本議員、再質問がありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。2番目の除雪機購入の半額補助については再質問はありません。是非ともご検討をよろしくお願いします。

1番目の奥多摩町の5,000人割れについてですが、ご答弁の中にありましたように、増田レポートの消滅する自治体ということで、非常に心配する町民も多いのが現状でございます。

今後、奥多摩町が5,000人割れをしたということは新聞やマスコミ等でも報道されるでしょうけど、それで2点ほどちょっと再質問お伺いさせていただきます。

5年以上前からですけど、若者定住化対策の最重点課題として町は推進してきました。最近ちょっとトーンダウンしているんじゃないかという気がしてなりません。消滅自治体にならないように努力してきたわけでございますので、今後とも若者定住化対策が町の最重要課題で推進していくのかをお聞きしたいと思います。この後の高橋議員の質問の中にもあるでしょうけど、最重点課題ということでよろしいか、それをまず1点目にお伺いします。

2点目なんですが、今ご答弁の中で、関係人口の働きかけということがございました。関係人口の増加というのも大変ですけど、魅力あるまちをつくる、そういう特性を創るというお話もありましたけど、実際問題、人口が減少することで小学校や中学校の生徒の問題も出てきたり、町の各地域のお祭りの行事や地域行事というのができなくなったりと、防災面でも自助・共助・公助の共助の部分がちょっと弱くなったり、先ほどの雪かきじゃないですけど、ある程度人間がいなくてはいけないという部分もあるわけですから、関係人口ということで、そこが良くなればということとはまたちょっと違うような私は気がしてならないんですね。そういう意味で、みんなで元気でやればいいんだということはもちろん大事なことです。4,500人になっても元気でやればいい。極端な話ですけど、将来4,000人割れで4,000人割っても元気でやればいいんだという、そういう理屈になりますので、今まで人口を増やしてきた、増えてきたという、実際今は5期長期計画よりは増えていますけど、そういうことで、一応5,000人台を割るという数字が下がったということとはもっと大きく受け取るべきではないかと私は考えています。

そういうことで、例えば元気でやっているという意味では、私が知っている梅沢の相田議員の梅女会なんか非常に頑張っているわけですから、そういうグループがいるということですけど、そういう元気でやるということと、また人口が減って関係人口を増やすとい

うことはちょっと違うような観点かと思えます。

そういう意味で、5,000人割ってということで人口減少、このコミュニティをどう維持するかということになるかと思えます。どう維持し、崩壊をどう防ぐかということを再質問という形で2点ほど、定住化を最重要課題としていくのか、コミュニティを維持し、崩壊をどう防ぐのかということでお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本幹男議員からの再質問にお答え申し上げます。

2点ほど再質問のほういただきました。1点目でございます。若者定住推進課ということで、現在、若者定住を最重要課題ということで長計にも沿って進めているところでございますけれども、最近トーンダウンしているんじゃないかということで、今後どのようにしていくのかということが1つ。それから、もう一つは、関係人口に関してのご答弁を申し上げておるところでございますけれども、実際問題として小・中学校や地域コミュニティ、また、お祭りや防災といったところで、それだけでいいのかというところの2点というふうに捉えております。

1点目でございます。若者定住施策の部分ということでございます。これについては、5期長期総合計画の中でも、もちろん最重要課題ということで、町の予算の関係についてもそこを中心にとということで、これまでも推進をしてきたという状況でございます。

現在の推進課が設立する前ということで、前身の若者定住化対策室、これが平成28年の4月に設立されたところでございます。当時、私も半年だけでしたけれども、その最初の室長ということで就任させていただきました。同年の平成28年の6月の第2回町議会定例会におきまして、澤本議員から、若者住宅等入居後のフォローというようなことでご質問いただきまして、当時の河村町長からご答弁申し上げたところですが、再質問のほうで、また抱負なりということでご質問いただいたところでございます。当時、私のほうからは、目的と手段というようなことで、若者定住化、現在は推進課になりましたけれども、こちらのほうで潤滑油の役目を果たしながら多方面に亘ってやっていきたいというようなお話をさせていただきました。以後、新島課長のほうで現在まで頑張っていたいでいるところでございます。

本題のほうに戻りまして、その施策の部分でございます。師岡町長のご答弁の中でも申し上げさせていただいておりましたけれども、長計の中間評価報告ということで、多摩大学の松本先生に評価書を出していただきました。その中で、概要ということで先ほど師岡町

長からも答弁申し上げましたけども、前期5か年が終わったというところで、いわゆる若者住宅等ずっと建設してきています。一定の成果が出たというのは、これは数字上でも当然、皆さんもご承知のことと思います。ただ、ここの部分を含めまして、今後の部分ですけども、やはり長く住んでいただくという方向に持っていくべきところかと思いますが、その部分で、先ほどの言葉を使いますと、応急的な部分から今後は体幹を鍛えるというような言い方をさせていただいておりますけども、例えば分譲地なり、そういう形のところも並行してやっていくような形が必要ではないかというふうには考えているところでございます。

それから、最重要の課題として今後も推進していくかという部分があるかと思えます。もちろん小・中学校の今後も維持していくためにも当然そこはやっていかなきゃいけない。ただ、それは28年のときも申し上げておりますけども、日本全国の人口が減少していくという中で、出生率の部分もある中で、先ほどゼロサムゲームという話しましたけども、結局勝ち組、負け組が出てくると。できれば勝ち組になりたいですけども、ただ、それが絶対できるかというのが非常に確率としてどうなのかという中では、やはり関係人口という部分は必要ではないかなというふうに考えております。

そういった中で、若者が居ていただくというのは、今の地域おこし協力隊が小河内地区に入っているというお話をしていただいている中では、それも今定住してもらっていますけれども、それも関係人口からのステップでそういう形になっていますので、やはりそこは関係人口だけじゃなくて、それを定住にいかにつなげるかという観点で具体的にやっていかなければいけないかなというふうに思っています。

その関係事項の部分で、地域コミュニティの存続という部分もあります。ちょっと話がいろいろと飛んでしまって申し訳ないんですけども、施策の部分を含めて、今後、これも松本先生の言葉をお借りするような形になるんですけども、生涯を意識した支援ということで、いわゆる若者を今重点的にやらせていただいています。これもやめるという話ではなくて、それはやるんですけども、それプラスというか、全体のバランスを見ながら、これ予算の話もありますので、そうすると、一般的な考え方として、これは報告書のとおり読ませていただきますけれども、「人は若者時代や子育て期だけのことを考えて住む環境は選ばない。子どもたちの就労、親たちの介護、自分たちが高齢になったときのことを視野に入れて生涯という長い時間を通じて住みたい、住み続けたいと思ってもらう必要がある。今後は限られた財源の中で子育て世帯への支援と高齢者施策、インフラ整備等をより一体的に切れ目のない形で組み立て、繋げていく工夫が求められる」というような報告書

を出していただいております。

従いまして、今もやっているんですけれども、なかなか伝わらない部分というのがあると。例えば高齢者施策とかもそうですし、教育の部分もありますので、教育なり福祉のそういう質の向上というところも絡めながらやっていく必要があるのではないかなというふうには考えております。

いずれにしましても、これ一つだけやっていたら解決するという時代ではなくなってしまうので、コロナ禍ということもありますし、仕事の部分が弱いということも町のほうは言われている部分があるんですけども、逆に言うと、先ほどもありましたけど、こういう時代で地域の安全性みたいなのが求められている中では、例えば不便だという部分もテレワークとかワーケーションという部分で、今後、プラスの面に生かせるのかなという部分もありますので、そういうところも町としても取り組みというか、支援なりをしていきたいというふうに考えております。

それから、コミュニティの部分なんですけども、こちら度々で申し訳ないんですけど、松本先生のお言葉を借りると、サービスから参加へということが謳われております。「行政が行う施策や事業は、住民に対するサービスという側面があり、その場合どうしても提供者と顧客という関係となって、住民は受け身でサービスの量と質を求めてしまう。ただし、今後は想定外の災害や感染症など前例がない中で課題解決を求められることが増えるだろう。そのような場合、提供者と顧客という関係では難局を乗り越えることはできない。住民もまちづくりの主体者となって町政に参加するという姿勢が必要となる。行政に求められるのは、住民たちの参加を促し、参加しやすい環境を構築していくことだと言える」というようなことが言われております。

いずれにいたしましても、町としましても今、非常に先が読めない時代になってしまっているという状況でございますので、行政側だけではとてもこの難局を乗り越えることはできないと思いますので、議員皆様はじめ、住民のご理解、また、奥多摩にいらして下さっているお客さん、こういう方たちも取り込みながら、全体で持続可能なまちづくりとか、そういうふうに努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 澤本議員、よろしいですか。

○7番（澤本 幹男君） 広い範囲になってしまひまして、ご答弁ありがとうござひました。

当初の増田レポートの消滅自治体ということが非常に頭に残っている訳でございますので、先ほどの課長のご答弁にもありましたように、元気ある魅力あるまちをつくって、そして後世に、我々は一生懸命頑張っていて、5,000人割ったけど、5,000目指すとは言わないけど、でも、そういうすばらしい町をつくっていくんだという意思を是非とも町民、また議員も持っていければいいかなと思います。是非ともよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、11番、高橋邦男議員。

〔11番 高橋 邦男君 登壇〕

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

では、2件質問させていただきます。

最初に、今後の定住・移住対策の推進についてであります。

町は、急速に進行する過疎化・少子高齢化の解消を図るため、平成20年3月、子ども・子育て支援推進条例を制定し、若者世代が地域において安全で安心な子育てができるよう、様々な支援事業を実施してきました。

15項目に及ぶ子ども・子育て支援をはじめ、若者住宅の建設や住宅の購入・リフォームへの助成等の住環境の整備など、多くの支援事業は、他の市町村に負けない手厚いものと言えます。そして、その効果も出始め、年少者人口の増加にも繋がっています。

これらの支援事業は、どちらかという子育中の若者世代が中心ですけれども、若者世代と共に、この町での田舎暮らしを望んでいる中高年層や単身者、起業を志す方などが定住・移住しやすい環境づくりや支援事業を更に推進してほしいと思っています。私は、この町に生まれ育った一人として、この町が好きで、この町で暮らしたいと望んでいる方がいるならば、是非奥多摩に来てほしいと思っています。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や、首都直下型地震など自然災害の発生も心配されていることもあり、たとえ不便であっても豊かな自然に囲まれた奥多摩の田舎暮らしを求める方も多くいるのではないのでしょうか。これからは世代を超えた定住・移住対策の推進を考えるときに来ていると思っています。

それにはいろいろな課題もあると思います。その1つは、住環境の整備であります。そのためには家主の方の理解を得て、空家の確保は欠くことができません。また、財源の確保で言えば、若者住宅建設計画や町の委託事業の見直しなども必要かもしれません。

一方、住民皆さんへの理解や定住・移住希望者へのPRも重要なことであります。町もパンフレットの作成や広報、ホームページ、マスコミでの取り上げ、相談会の実施等いろいろと工夫していますが、さらにインパクトのあるPR手段を検討してほしいと思います。

そこで、次の質問にお答えください。

今後の移住・定住対策の推進に対する町の考えをお聞かせください。

また、町への定住・移住希望者や空家の状況、家主の方の思いなども合わせて教えてください。

2件目であります。新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

我が国においては、今年1月にはじめての新型コロナウイルスの感染者が確認され、その後、感染拡大が続いて、いまだ終息する気配が見られません。昨日、東京都822名という感染者数発表されました。第1波、第2波よりも今の第3波は非常に大きな波じゃないかなというふうに思っています。

新しい生活様式に緩みが出てきたのか、人が動き過ぎているのか、冬の寒さや乾燥が影響しているのかわかりませんが、この西多摩地域においても感染者が増加傾向にあるようです。

町においては数名の感染者が確認されましたが、現在3名ということで発表されています。町内医療機関や高齢者施設の感染、市中感染は確認されていません。しかし、このコロナウイルスは、いつでもどこでも誰でも感染する可能性があります。町はもちろん、住民の方も不安を抱えた生活を送っているのではないのでしょうか。

私たちは、今後新しい生活様式の中で、コロナウイルスとの闘いをしていかなければなりません。経済・社会活動を回しながら感染防止を図るには、私たちが新しい生活様式を遵守すると共に、行政側が感染防止対策を更に強化することやPCR検査、抗原検査が手軽に受けられるようにすることが必要であると思っています。

そこで、次の質問にお答えください。感染防止対策について3つほど質問させていただきます。

1つ目、都や西多摩地域の市町村との連携はどうなっていますか。

2つ目、町内医療機関や高齢者施設との連携はどうなっていますか。

3つ目であります。今後、特に重要と考えている対策はどんなことでしょうか。

以上、2件質問よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 11 番、高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

はじめに、町の定住・移住状況ですが、第5期長期総合計画の奥多摩創造プロジェクトに基づき、町営若者住宅の建設や分譲地の整備、寄附物件を活用したいなか暮らし支援住宅等を整備するほか、個人が所有する活用されていない空家を斡旋する空家バンク事業等を推進しております。また、賃貸住宅として町営住宅、町営若者住宅、公営住宅を延べ124戸整備しておりますが、現在募集しておりますのは町営住宅1戸のみで99%の入居率となっております。

そのような状況の中で、令和2年12月1日現在、定住対策事業関係に係る住居等には561人の方が定住されており、令和2年12月1日現在の人口が4,990人であることから、総人口の11.2%を占めるもので、年少人口に至っては347人中179人となっておりますので、51.6%を占めております。

また、転出抑制を期待して制度化した移住・定住応援補助金の町内利用者は54世帯、216人で、その数も含めると合計で777人となり、町の人口に占める割合は15.6%となっております。年少人口の占める割合については244人となりますので、70.3%となります。

国立社会保障・人口問題研究所が2018年に発表した2020年の奥多摩町の人口推計値は4,489人であり、内訳は、年少人口270人、6%、生産年齢人口1,866人、41.6%、高齢者人口2,353人、52.4%とされています。奥多摩町の12月1日現在の人口は4,990人で、推計値より501人上回っており、内訳としては、年少人口が347人、7%、生産年齢人口が2,146人、43%、老年人口2,497人、50%と、それぞれの階層で推計値を上回っております。これは、先ほどご説明いたしました定住対策事業に係る方が557人おりますので、概ねその部分が反映されているもので、定住対策事業は、人口の維持と少子高齢化対策に一定の効果があるものと確信しております。

ご質問の今後の定住・移住対策の推進に対する町の考えをお聞かせくださいですが、移住・定住対策は、第5期長期総合計画の奥多摩創造プロジェクトに沿って推進しており、令和2年度からは後期の計画がスタートしております。この計画では、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくり、住みたい・住み続けたいを実現するもので、子どもからお年寄りまで誰もが健康で幸せに暮らせることを目指すものです。

移住・定住を推進するには現在暮らしている住民皆さんが健康で幸せであることと、町の魅力を高めることが必要であり、町の魅力は自然環境はもとより、長期総合計画で定めている5つの基本方針を確実に実現することにより、福祉・環境・教育・観光産業・まち

づくりなどの分野全てがレベルアップすることで、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくり、住みたい・住み続けたいまちが実現するものと思っております。

このような基本方針のもと、住みたい・住み続けたい方の受け皿づくりとして、引き続き町営若者住宅、子育て応援住宅、分譲地事業の整備、また、空家を活用したいなか暮らし支援住宅等、空家を活用する空家バンク制度等、移住する際に起業や指定された事業所等へ就労した方を対象に最大 100 万円を支援する定住促進サポート事業や住居の新築・リフォーム等に最大 220 万円分補助する移住・定住応援補助金等を今後も継続して重点的に推進することが必要であると考えております。

次に、町への定住・移住希望者や空家の状況、家主の方の思いなども合わせて教えてくださいのご質問ですが、12 月 1 日現在、移住等の相談件数は 1,462 件あり、将来奥多摩町に移住したい方が登録する奥多摩に暮らしたい人登録バンクには延べ 380 世帯、1,241 人が登録されております。380 世帯の申請者を年代別に見ますと、10 歳代 2 人、20 歳代 40 人、30 歳代 189 人、40 歳代 119 人、50 歳代 23 人、60 歳代 7 人、70 歳以上 0 人という内訳になっており、特に 30 代、40 代が多いことが特徴となっております。

また、奥多摩町内で起業、仕事を始めることを考えている方で、奥多摩町小規模事業者等進出に係る優遇措置制度に登録されている方は 13 名おります。

更に、奥多摩町の空家バンクに登録されている方は延べ 352 世帯おり、今年から制度化したゼロ円空家バンクにも既に 50 世帯が登録しております。

このように、多くの方が奥多摩町で暮らしたい、仕事をしたいというふうに考えております。

しかしながら、町には町営住宅、町営若者住宅、公営住宅もありますが、先ほど説明したように、入居率が 99%となっており、受け入れられる賃貸住宅は皆無となっております。また、空家を活用した空家バンクについても現在延べ 64 件登録されており、売買された物件が 36 件、賃貸として活用された物件が 4 件、交渉中の物件が 3 件となり、現在交渉できる物件は、土地建物売買物件 6 件、土地売買物件 5 件の計 11 件であることから、奥多摩町に暮らしたいと思っている方の数より物件数が非常に少なく、住みたい方への PR を差し控えている状況でありますので、空家や遊休施設、遊休地の活用は急務となっております。

また、空家の状況ですが、令和 2 年 11 月 1 日現在の空家・空地の数は 548 件で、空地を除くと 513 件となり、現在町が関与しております不適切に管理されている空家のうち、特定空家等 36 件を除くと 477 件となりますが、そのうち 134 件は、昨年 6 月に指定され

た土砂災害特別警戒区域内に位置する住宅で、343 件が活用の可能性がある空家となり、そのうち 15 件が町所有の物件となっております。328 件の物件所有者に意向確認を行ったところ、141 件が現状で管理している、既に別荘等に使用している等の回答、102 件が意向調査未回答等、85 件が売却・賃貸・寄附を検討しているという回答で、現在、町ではこの売買・賃貸・寄附を検討している方を中心に、若者定住推進課が積極的に関与しているところであります。

この 85 件の空家のうち、36 件は現在対応している物件で、残りの 49 件については、登記簿の確認等や相続関係の情報の確認をしており、今後、個別に連絡を取り、町の事業や空家バンクに登録して空家の活用を図るようにご理解、ご協力をお願いしていきたいと考えています。

また、49 件のうち、新耐震基準を満たしている住宅は 6 件となりますので、43 件は新耐震基準を満たしていないため、国や東京都の補助金を活用して事業することは困難なことから、町が直接活用を図るのは難しい状況でありますので、空家バンク等の登録を促していきたいと考えております。

今後、新型コロナウイルスの影響により、働き方も多様化し、在宅勤務等も増加傾向にある中、自然豊かな奥多摩町は、首都東京から約 2 時間で来町できるという利便性もあり、多くの方が魅力を感じ、住みたい、働きたいと思っておりますので、移住したい、定住したいと考える方の対応については、若者定住推進課内にあります子育て支援、定住応援総合窓口が一括で相談を受け、切れ目のない相談体制を図り、さらには町全体で奥多摩町の魅力を高めることにより、子どもからお年寄りまで誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、はじめに、都や西多摩地域の市町村との連携につきましては、4 月以降、東京都は、東京都地域医療構想調整会議を Web 会議で 2 回行っており、西多摩地域の医療関係者、市町村担当課長が出席し、地域における医療連携及び役割分担、医療提供体制の確保について協議を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策都区市町村協議会並びに実務者連絡会を Web 会議で合わせて 2 回行い、東京都福祉保健局職員と区市町村担当課長が出席し、区市町村に対する財政支援などを話し合っております。

西多摩地域では、西多摩保健所が中心となり、新型コロナウイルス感染症に関する西多摩圏域 8 市町村・保健所連絡会が開催され、市町村担当課長、係長が出席して情報を交換し、新型コロナウイルス感染症に関する西多摩圏域医療機関等連絡会では、西多摩医師会

長をはじめ、公立病院長、市町村担当部課長等が出席し、PCR検査体制などの意見交換の会議をそれぞれ1回ずつ行っております。

その後、会議の名称や出席者など、一部協議内容を変更し、西多摩新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会として、西多摩医師会や西多摩歯科医師会など、公立病院長や医療法人の病院長、青梅消防署、各市町村の担当部長、または課長で感染症対策の情報交換などを行い、また、この協議会の社会福祉・地域医療部会においては、特別養護老人ホームやケアサービス事業所等の代表者が加わり、高齢者施設での感染症発生の対応や反省、今後の対策などの情報共有の会議をそれぞれ1回ずつ行っております。

更に、西多摩地域広域行政圏協議会・介護保険分科会においても、各市町村の担当課長及び係長が出席し、感染者が発生した介護老人施設などでの報告を聞き、市町村規模、感染者数などからの対策を共有している状況でございます。加えて、西多摩地域市町村と西多摩保健所とは常に感染者発生に関する情報交換や保健所の指導体制を維持しております。

次の町内医療機関や高齢者施設との連携は、についてですが、医療機関には、PCR検査などを実施する場合には町に報告をすると共に、町内医師会の間で連絡調整をするようお願いをしており、更に衛生用品の備蓄の確認や季節性インフルエンザ予防接種の機会を通じ、常に情報の交換をしている状況であります。

また、高齢者施設においては、常に東京都などからの通知の共有や確認、12月24日には西多摩地域広域行政圏協議会主催の高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定の勉強会が西多摩地域の介護施設の職員及び市町村担当職員の間で行われる予定となっております。

また、町内の特別養護老人ホーム4施設と軽費老人ホーム1施設の町内施設長会から、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書が提出されていることから、令和2年第3回町議会定例会で町内医療・介護従事者の宿泊施設の使用助成の予算を決定していただいたところでございます。

そして、最後の今後特に重要と考えている対策についてですが、今後も都内、そして、全国的にも感染拡大が見込まれる新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、町民の健康を第一に考え、医療体制、更には高齢者福祉サービス、施設も含めた介護サービスの維持継続が最も重要であると考えております。そのためにも万一、町内で感染が発生した際に、家庭内、事業者内など、地域での二次感染・感染拡大を防止する必要があることから、保健所が濃厚接触者に該当しないと判断された場合においても幅広くPCR検査を実施するため、町独自で業務委託により、民間の検査会社によるPCR検査の実施体制を確

保したところであります。

更に、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保として、予防接種台帳システムの改修や接種案内、予診票等の印刷及び郵送についてシステム業者との打ち合わせを開始したところであり、今後はその予算計上や実施体制などを検討して行っていくこととなっております。

また、小規模な町村にとって感染者が特定されることがないよう、人権に配慮した対応が求められておりますので、今後も引き続き関係機関への周知をはじめ、住民皆様にも広報誌やホームページなどを通じて徹底して広報をまいります。

一方で、感染拡大予防と経済社会活動の両立の観点では、観光立町を標榜する当町においては、地域振興に資するものとして、町内の商店などで利用できる地域応援券を全町民対象として発行したところであり、コロナ禍の長期化の状況に応じて今後も町民、事業者に対する支援も検討してまいります。

いずれにいたしましても感染症対策は当町だけの問題でないことから、東京都や西多摩保健所の指導のもと、西多摩地域の8市町村の連携や福祉施設、医療機関と一体となって、引き続き感染症対策にあたってまいります。

○議長（原島 幸次君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○11番（高橋 邦男君） ありがとうございます。2件質問させていただきます。

1件目は、定住・移住対策のほうなんですけども、先ほどの答弁で、移住希望者が自分が思っていた以上に非常に多いなということを感じました。それに対して空家のほうの確保、いろんな問題があってなかなか進んでいない部分もあるかもしれません。

1つ質問なんですけども、町のほうで職員の皆さんが空家の調査ですか、家主さんの方とのやりとりでいろいろ協力をお願いしたんだと思うんですけども、やはり町の強い思い、方針みたいなものを家主の方に届くように、職員の皆さんだけじゃなくて、町長や副町長や教育長がいらっしゃいますので、そういう理事者の方の出番というのもありかなというふうに思っていますけど、今後の家主の方への協力依頼について何かありましたらお願いしたいと思います。

それから、もう一件は、コロナウイルス感染症対策についてでありますけども、こちらのほうも今後、長い闘いをしていかなきゃいけないかなというふうに思っています。町のほうでもこの前の補正予算で、クラスター、或いは感染者が施設や医療機関等で発生した場合に備えているような予算を計上していただきました。消毒とか洗浄、それから医療・介護従事者の派遣とかいろいろあったと思います。

それで、現在、高齢者施設、それから医療機関、いろんな消耗品があると思うんですけども、報道なんか見ますと、結構感染者が多いところは消耗品が不足して困っていると。消毒液だとか、マスクとかいろいろあるんだと思うんですけども、現在の町の施設、医療機関ではその辺が足りているのかどうか。2件お願いします。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） それでは、11番、高橋議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の今後の家主への協力依頼についてでございますが、まず状況でございますが、定住サポーターによる空家の調査につきましては、先ほどご報告させていただいたとおり町内に544件の空家がございます。定住推進課におきましては、私含め3名の体制でやっておりますので、なかなか手が足りないということもございますので、まずは協力していただけるであろうという物件を今、調査をしているところでございます。

その物件というのが先ほど町長のほうからご答弁させていただきました活用可能性の物件ということで49件ございます。それについては、登記簿ですとか、相続関係等を踏まえまして個別にこれから相談をしていくというようなことで個別対応を図っているところであります。

また、全体につきましては、毎年1回、この544件の空家所有者の方には、空家が活用しやすい状況を作るということで、空家の活用補助金ということで、町に寄附する場合については200万円、空家バンクに登録していただける場合については最大75万円を補助するという町独自の補助金を創設しておりますので、そのチラシと意向調査、これはアンケート調査も含めまして、何とかご協力していただけないかということで全戸に対して通知を発送しているところでございます。その中で回答のあったものについては、個々の対応をしていくというようなことでやっております。

また、活用する中で難しい物件、特に相続されていない物件ですとか、何らかの所有権の部分に抵当権ですとか、仮差しがついている場合については、これは個別に定住推進課のほうでお話をして、司法書士の先生ですとか、弁護士の先生、町のほうでも福祉保健課のほうで相続等の無料相談、これは司法書士による先生、弁護士による先生のをやっておりますので、そのような対応を今しております。また、来年度以降も町内に向けては全戸配布で、空家の活用補助金のチラシのPR、または今年度、空家で調査した全戸に対して、また来年度アンケート調査とPRをしていくというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 11 番、高橋議員の再質問にお答えいたします。

医療機関、高齢者施設でマスク、消毒液等不足しているかという質問になりますが、現段階で私どもが確認しているところ、町長の答弁でもありましたとおり、医療機関、高齢者施設等は常に連絡を取り合っている状況で、特に今、国や都からの支援物資がございますので、現在におきましてはマスク、消毒液、ガウンなどは充足しているということでお話があります。常に連携をとりながら不足することがないように、対応してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 高橋議員から、いろんなお願いをするときに我々もというふうなお話もありましたけども、この件に限らず、やっぱり顔と顔を突き合わせていろんな話をすることによってご理解を得たり、協力をいただけるということがあると思いますので、こういう事業以外にも積極的にそういうふうな試みもこれからしてまいりたいというふうに思います。

○議長（原島 幸次君） 高橋議員、よろしいですか。

○11 番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。以上で、終わりにします。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 04 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4 番、小山辰美議員。

〔4 番 小山 辰美君 登壇〕

○4 番（小山 辰美君） それでは、私からは、奥多摩町地域応援券について質問させていただきます。

昨年度実施した、終了は令和 2 年 2 月末まででした、奥多摩町プレミアム付商品券は大

変厳しい限定があり、対象者は低所得者、子育て世帯に実施されました。そのため事業が盛り上がり、一定の成果が得られませんでした。住民福祉の向上と産業振興の観点で今後事業を検証し、研究していくとの町長の答弁がありました。

さて、今回の地域応援券であります。希望される全ての町民が対象で、応援券には町内の事業者、町民、消費者の応援があります。飲食業については、多数店舗がありますが、ご存じのように、食料品店は数が限られております。現在、町内で活躍されているのが移動販売車ですが、町外の実業者が多く見受けられます。以前の一般質問でも高齢者、買い物弱者が問題視されてきましたが、いまだ解決されておられません。高齢者や買い物弱者が頼りにする移動販売事業者が町外のため、地域応援券取扱店の対象から外れています。

そこで質問です。町民のために町外の移動販売事業者に対して奥多摩町地域応援券加盟店に参加できないのか、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、小山辰美議員の一般質問、奥多摩町地域応援券についてにお答え申し上げます。

令和2年第1回町議会定例会の一般質問において、議員から奥多摩町独自のプレミアム付商品券の事業は実施するのかとのご質問をいただき、当時、河村町長からは、町独自で事業を行うことは財政面からも厳しい状況でございますが、住民福祉の向上と町内消費の喚起など、産業振興の観点では有効な手段の一つであるため、今後研究してまいりたいというふうにお答えしております。

現在実施しております地域応援券事業は、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の町における有効な活用手段の一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きな影響を受けている町内事業者への迅速な支援並びに落ち込んでいる地域経済の活性化を図るため、他自治体で実施しているプレミアム付商品券事業ではなく、1人1万5,000円を使用できる地域応援券として、交付を希望される全ての住民に無償で配布し、町内で活用していただくことが町にとって最も効果的であると判断し、実施しているものであります。

11月末時点での地域応援券の交付実績は、対象者5,009人に対し、4,590人へ交付済みであり、率にして91.6%と多くの住民の方が地域を応援しようと、この事業にご賛同いただけたものと考えております。

また、11月末時点の取扱加盟店数は105事業者で、飲食業や食料品店だけでなく、ガ

ソリスタンド、美容院、クリーニング店、自動車整備業、建設業など、幅広い業種の方から登録をいただいております。

議員からは、町内の食料品店の数が限られていることから、高齢者や買い物弱者が頼りにする町外の移動販売事業者も地域応援券の加盟店に参加できないかのご質問がございましたが、今回の地域応援券事業の大きな目的としては、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きな影響を受けている町内の事業者を対象に支援し、落ち込んでいる地域経済を活性化させる目的であり、買い物弱者対策に主眼を置いた事業ではないことから、残念ながら移動販売事業者を含む町外の事業者は現在対象としておりませんでした。事業終了後の利用実績等を検証し、今後十分に研究をしてみたいというふうに考えております。後ほど伊藤議員からもやはりこれに対する課題ということでご質問を頂戴しております。新しい施策をすると、それに派生したいろんな課題が出てまいります。そういうことを一つ一つ今後の対策として考えてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 小山辰美議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 再質問ではございませんが、町長、答弁ありがとうございます。このコロナ禍の中で事業が大変低迷している、今回の応援券は大変申請しやすく、使いやすい応援券になりましたが、7,500万円というお金が出ております。完全に使い切っしてほしいと考えられます。町では、これが終了する2月末まで町民にアピールしてほしい。今91%、あと8%ぐらいの方がまだ申請はしてないかもしれない、要らないという人もいるかもしれない。しかし、2月までの間に是非アピールして、町民にお願いしたいと思っております。

また、今後は、もしできれば特例を作って、事業者でなく、買い物弱者に対しても考えられるようなことをしていただきたい、検討してほしい、そう思います。今後とも是非よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。よろしく願いいたします。

私は、2件ご質問をさせていただきます。

1 件目です。福祉避難所のあり方について。私は、第 3 回定例会 9 月議会の一般質問にて、障がいのある方への災害時の合理的配慮についてご質問をさせていただきました。ご答弁では、来年度末を目途に地域防災計画の見直しを予定しており、感染症対策も含めた避難所のマニュアルの見直しをすること、その中で、福祉避難所を合理的配慮の一環と位置づけるとのご趣旨でした。

福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者等、特別な配慮を必要とする方々（以下、当事者と言います）を受け入れる避難所であります。

奥多摩町の福祉避難所開設運営マニュアルでは、福祉避難所は二次避難所の扱いとなっており、一般の避難所の避難者の中に当事者がいた場合、町が協定施設に対して福祉避難所の開設を依頼するということになっております。

しかしながら、災害の発生が緊迫している危機的な状況の中で、一旦一般の避難所に避難した当事者がさらに危険を冒して別の場所にある福祉避難所に移動するというのは現実的ではないと思われまます。

また、令和元年 9 月に町が出した土砂災害への備えについては、警戒レベル 4 で全員が避難することになっているのに対し、当事者は、その前段階のレベル 3 で避難が促されています。

以上を踏まえ、3 点ご質問させていただきます。

1、町が見直しを図る地域防災計画、福祉避難所開設運営マニュアルにおいて警戒レベル 3 の段階で、当事者は、一般の避難所を経由することなく、当初から直接福祉避難所に避難可能とすることはできないでしょうか。

2、福祉避難所開設運営マニュアルの見直しのときに当事者の方を検討委員として入れていただくことが必要だと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

3、現在、4 施設と福祉避難所の協定を締結されておりますが、今後、協定先を増やす予定はございますでしょうか。

以上、3 点です。

2 件目です。公園について。奥多摩の自然の中で子育てをとという思いから、私たち家族は、1992 年、今から 28 年前にこの奥多摩町梅沢に移住してまいりました。同年、当時 3 歳だった息子の同世代の子を持つお母さんたちに声を掛け、古里地区で自主保育グループ「ぐーちょきぱー」を立ち上げました。

自然の中で遊ぶということが目的の活動なので、おやつとおもちゃは持参せず、奥多摩の山や川をみんなでよく歩き、遊びました。多いときは 20 世帯以上もの親子が参加し、

孤立しがちな子育て中のお母さんたちの居場所でもありました。現在でも子ども家庭支援センター「きこりん」を中心にした活動が継続されております。

当時、「ぐーちょきぱー」では幼い子どもたちが安心して安全に遊べる公園が欲しいとの要望を町に出しました。しかし、しっかりとした返事をいただけないまま、私は卒会し、時は流れました。

ところが、移住されてきた子育て中のお母さんたちから、最近なんですけども、奥多摩町は、自然は豊かであるけれども、子どもたちを遊ばせる公園がないというご意見をいただきました。

先ほど高橋議員の一般質問でもございましたように、奥多摩町の 15 項目の子育て支援事業は、大変手厚い施策であり、子ども家庭支援センター「きこりん」では、親の悩み相談にも対応できるシステムが整っています。私たちの「ぐーちょきぱー」時代は、会費制で運営し、子どもたちが使用する椅子なども牛乳パックでの手作りでした。その頃から比べると、現在の奥多摩町の子育ての環境は大変充実しております。

しかし、私たちが二十数年前に要望してきた安心して安全に遊ぶことができる公園がないという状況は変わっておりません。

そこで、ご質問させていただきます。長年、町民からの要望があった公園の必要性を町はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

以上、2件であります。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問にお答えいたします。

相田議員からは2点のご質問をいただいておりますが、2点目の公園については、教育委員会の所管事項となりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

1つ目の質問、福祉避難所のあり方についての一般質問にお答え申し上げます。現在、町では専門的人材や設備、介護用品などを保有する町内4か所の特別養護老人ホームを福祉避難所として協定を締結しております。

福祉避難所の開設・運営については、内閣府防災担当が平成28年4月に定めた福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおいて、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言、その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるた

めに必要な居室が可能な限り確保されていることと示され、これらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し、受け入れ、何らかの特別な配慮をする必要があるとされております。

1点目の町が見直しを図る地域防災計画、福祉避難所開設運営マニュアルにおいて、警戒レベル3の段階で一般の避難所に先駆けて、町は福祉避難所の開設を依頼し、当事者は一般の避難所を経由することなく、当初から直接福祉避難所に避難可能とすることはできないでしょうかについてですが、奥多摩町福祉避難所開設運営マニュアルでは、避難対象者の決定として、町が一時避難所の避難者の生活状況等を把握し、一次避難所での生活が困難とした者がいる場合は、福祉避難所への避難者とするとしております。これは主に、災害の状況により、避難が複数日に渡る場合を想定し、まず、地域の生活館などの一次避難所を開設し、災害及び避難者の状況に応じて二次避難所として福祉避難所を開設することを前提としており、一方で、現在のコロナ禍において感染拡大防止のため、分散避難を確保する観点からも段階的な避難所の開設は必要であると考えております。

しかしながら、地震や局地的大雨による土砂災害など突発的な自然災害で緊急避難する場合や、台風などの自然災害で事前に避難する中で、特別養護老人ホームに避難したほうが身の安全を図れることもあることから、福祉避難所の開設前に住民の方が特別養護老人ホームに直接避難されることも想定して、現時点もマニュアル化をしているところであります。

なお、国は来年度、避難勧告並びに避難指示の一本化を予定しており、警戒レベルの運用も見直されることから、その内容を踏まえて、来年度末までに町の地域防災計画を改訂すると共に、想定される被害見込みの段階での二次避難所の早期開設も含めて福祉避難所開設マニュアルの見直しを検討してまいります。

2点目の福祉避難所開設運営マニュアルの見直し時に当事者の方を検討委員として入れていただくことが必要だと思っておりますが、町のお考えをお聞かせくださいにつきましては、福祉避難所開設運営マニュアルにつきましては、町及び施設を取り巻く状況の変化に合わせて随時更新をしていくこととなっており、議員ご指摘のとおり、マニュアル等の改訂時には、当事者のみならず、防災や福祉関係者、専門的な立場の方々の声を聞き、検討していくことは必要であると考えております。

3点目の現在、4施設と福祉避難所の協定を締結されていますが、今後、協定先を増やす予定はありますでしょうか、これにつきましては、受け入れ側の避難所の施設規模として、受け入れスペースや建物の耐震性、食料の備蓄、災害時の身体の不自由な方の対応が

でき、なおかつ 24 時間施設に職員がいることも望ましいことであると考えております。また、災害によって施設職員に通勤困難者が出る場合も考えられることから、施設利用者のサービスの低下がない体制など、勤務する方の人的余裕なども考えていかなければなりません。

また、当町の地形により、福祉避難所である施設自体が孤立化してしまう場合も考えられ、施設側にそれ相当の備蓄などや対応が求められることから、安易に協定先を増やしても災害時に避難生活が難しい方々の対応ができなければ、避難者や施設側に二次的な災害の恐れも出てまいります。

そのようなことから、日中には事務職員や介護職員、看護師などが勤務し、夜間にも当直の職員や夜勤の介護職員が勤務していること、居室が可能な限り確保でき、食料などの備蓄がある観点から、現段階では特別養護老人ホームの 4 施設だけが安心して避難生活が難しい方々をお願いできる施設に限られると思われ、今後、協定先を更に増やしていくことは難しいことであると考えられます。

今後想定される災害時の避難所対応につきましては、東京都の関係機関、自治会関係者や福祉関係者などと連携を図りながら進めてまいります。

○議長（原島 幸次君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 3 番、相田恵美子議員の 2 つ目の一般質問、公園についてにお答えをいたします。

はじめに、相田議員が長年に亘り幼児などに対して自主保育活動を行ってこられたことについて大変感謝を申し上げます。

まず、公園などの定義について申し上げますと、秩父多摩甲斐国立公園をはじめとする自然公園、都市公園法の定める都市公園、国土交通省の都市計画運用指針の定める緑地や広場など、様々な種類の公園がございますが、当町にあるものには都市計画運用指針の定める広場が主なものとなっております。

以前の当町は、交通量が少なかったことや自然が豊富であることから、住宅近辺の路上や山野などで子どもを遊ばせることが多かったという経緯もございまして、相田議員のご質問にあるとおり、町内に子どもを遊ばせることの可能な公園が少なかったことは事実でございます。

しかし、最近では交通事情の変化や安全意識の向上により、子どもが安全に遊べる場所の必要性が高まってきたことから、町教育委員会では次のような取り組みを行ってまいりました。

はじめに、町内には9か所の児童遊園地を設置し、子どもの遊び場として提供しているほか、条例で規定をされた10か所のスポーツ広場、登計原総合運動公園、その他神社の境内などの広場がございます。このうち設置可能な場所に段階的に遊具を設置して、子どもが遊べる場所に転換をしてまいりました。内訳は、スポーツ広場、児童遊園地、公園、広場などのうち、12か所にブランコ6基、滑り台を5基、雲梯2基、鉄棒5基、ジャングルジム3基、シーソー4基、砂場2か所、ボールブランコ2基、登り棒1基ほかでございまして、そのほかにも登計原総合運動公園には複合型滑り台や幼児用壁登りなどの大型遊具を複数設置をしております。

これらの施設に設置した遊具には耐用年数があること及び公園によっては老朽化により利用不可能な遊具があることから、今後も計画的に更新をしていく予定であります。

次に、保護者からの要望を受けまして、休日や放課後に学校の校庭を公園に相当するものとして捉え、子どもの遊び場として利用ができる放課後等学校校庭開放事業を平成31年4月より開始をしており、子どもたちに校庭で自由に遊んでいただいております。

相田議員のご質問にございますとおり、町教育委員会でも公園の必要性を認識をしており、本来は専用の児童公園を充実していくのが望ましいと考えておりますが、広範な面積に住宅が散在していることに加えまして、急峻な山岳地帯が多くを占める当町の地形にあって、まとまった面積の平坦地を必要とする公園を新規に整備することは困難であるのが現状でございます。

このようなことから、今後も近隣住民や地域の保護者の皆様方のご理解を得ながら、既存の広場、公園などを活用して遊具などの整備を進め、子どもの遊び場を充実させていきたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 相田恵美子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） ご答弁わかりました。2点再質問をさせていただきます。

まず福祉避難所のあり方についてなんですけども、国の法律が変わるということで、また、コロナ禍ということで、大分これまでの計画とは変更があるのかなという認識をしておりますけれども、計画を待って災害が起きるわけではないということ、例えば障がいのある方が昨年のような台風だったり、今年はコロナ禍で、もしかしたら来年は別の災害があるかもしれない。そういうときに、すぐに頼れる避難所といたしますか、一次避難所に行

くということの選択肢が採れない方についても別設定というのは無理かもしれませんが、そこら辺を考慮していただいて、検討委員の中に当事者の方を入れていただくのは当然だということでお話をいただいたので、そこら辺でよくご意見を聞いていただきたいと思います。

質問なんですけど、現在、協定されている4施設の備蓄状況をわかったら教えていただきたいと思います。

それから、公園についてですが、先ほど教育長のほうのご答弁がございましたけども、町内の広場、スポーツ広場も含めて12か所の場所に設定する遊具とかについて、住民からのニーズの吸い取りとかはどのようにされたのか、教えていただければと思います。

以上、再質問2点お願いします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田議員の再質問にお答えさせていただきます。

施設の備蓄状況ということなんですが、食料につきましては3日間は備蓄している、もちろん災害の受け入れの想定ではなく、施設の利用者の関係で3日間は備蓄しているということになっております。その他の消耗品等につきましては、特に確認はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 相田恵美子議員の2つ目の再質問にお答えします。

広場の遊具に関するニーズということですが、こちらにつきましては、設置しある遊具について、故障しているとか、使えないとか、そういった要望が随時こちらに届いておりますので、それを把握して、その中で主に人口が多いところや利用状況の多いところをまず優先して順番に整備しているという状況でございます。主に個別に届けられる、こちらに来ている要望や意見等を参考にして決定しているということでございます。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 相田議員、よろしいですか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 公園について再質問よろしいでしょうか。届いている意見ということのみでしょうか。それを住民からニーズとして声を出した方だけに合わせての要求になるのか、それとも全体的に意見を吸い取るようなアンケートであったりとか、検討委員会だったりとかということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 相田恵美子議員の再質問にお答えいたします。

今まではそのような取り組みをしていなかったところがございますので、今後につきましては、全体的な意見を吸い上げるような機会を採れるよう、検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 公園については、教育長、教育課長が答弁したとおりなんですけども、先ほど澤本議員からも人口の件でお話ありましたけれども、やはり少しでもそういう若い方がここに希望を持って来ていただける要件として、15 項目の施策プラスやはり教育の充実や、いみじくも今出た公園等の充実、これがやっぱり一つの大きな要素であると私も考えています。

先ほど来、定住化のために担当課長がいろんな答弁をさせていただきましたけれども、今、市民グループの方から、相田議員とはちょっと違った観点かもしれませんが、町の中に公園の一つも欲しいじゃないかっていうようなご提案も今いただいておりますが、これは、やはり規模によって来年、再来年度の予算にならざるを得ないとは思っていますけれども、やはり各地域に遊ぶ公園ということに関しましては、定住化対策という一環の中で、今、担当課長ともいろんな形でどこまでできるのかというふうなことを検討している段階です。そういうことも含めて、これから今、課長が申し上げたように、いろんなご意見を聞きながら、まさしく官民でやっていかなければ成り立たない事業もこれからいっぱい出てまいりますので、そのあたりもご理解をいただけたらと思います。よろしく願いします。

○議長（原島 幸次君） 相田議員、よろしいですか。

○3番（相田恵美子君） 大変ご丁寧な町長からの答弁いただきまして、ありがたく思っております。私も移住者の一人です。移住者にとっては、奥多摩町の生活に入るときに、やはり何か地域との関わりが必要なことがあります。公園をつくるということもその一つのツールかなと思っておりますので、是非前向きなご検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席及び中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは、不耕作の畑の有効活用についてご質問させていただきます。

平成 25 年 6 月町議会の一般質問で、農業の振興について、品質管理面や製品化面について質問させていただきましたが、当時のご答弁として、地産地消を推進し、当町のイメージアップと町民の雇用の場の確保を図ってまいり、食の安全を最優先する品質管理、購買力を促し、好感度の持てる梱包、生産者の顔が見える化など統一的な基準を検討し、推進してまいるとのお答えをいただきました。

当時から 7 年経過しましたが、畑、ワサビ田を除く畑でございますけれども、その耕作状況は、災害の発生や高齢化、また、相続時の後継者不足等で、更に耕作放棄地が増えているように見えます。また、畑をやりたいという人がいても、農地法の規制などの畑の取得や賃貸がなかなかできない状況で、新規に就農者を増やすことも難しい状況です。

一方、生産・販売の経済的な関係から町内に販売する拠点の設置も必要かなと考えます。農業だけでは生業は難しいですけれども、小規模でも別の仕組みから畑の有効活用を模索できれば、畑の可能性が出てくるのかなと考えます。

以上を踏まえまして以下お尋ねいたします。

1 点目としまして、各所に点在する休耕地畑（地目・畑）の有効活用の町の基本的なお考えをお伺いいたします。

2 点目としまして、このような農地が簡単に借りられる仕組みとして、市民農園、またはシェア畑とも言えますけれども、そういうものがありますが、町での導入はいかがでしょうか。

以上 2 点についてお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9 番、石田芳英議員の一般質問、不耕作の畑の有効活用についてにお答え申し上げます。

5 年ごとに行われる農林業センサスでは、耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地というふうに定義をしております。

2015 年の農林業センサスにおける全国の耕作放棄地の面積は、42 万 3,000 ヘクタールと前回調査から約 7 % 増加しており、その要因は、高齢化や農村での人口減少に加え、山村地域においては、獣害も大きな原因となっております。

農林業センサスにおける町の耕作放棄地は、14 ヘクタールとなっており、他の山村地

域と同様に、高齢化や獣害により耕作意欲を失い、耕作を諦める方も見受けられ、不耕作の畑が増える一因となっているものと考えております。

さて、1点目のご質問、各所に点在する休耕地畑の有効活用の町の基本的考えをお伺いしますについてですが、町の畑の現状は、急峻な地形の中で、段々畑や傾斜地の畑など小規模な畑が点在しており、そのほとんどが自家消費用の野菜を栽培している状況であります。また、高齢化の進行や獣害等により不耕作となってしまう畑もございますが、そのほとんどが小規模の畑であります。

議員からのご質問にありましたように、畑をやりたいという方がいても、農地を農地として売買や賃借をする場合は、農業委員会等への届け出が必要となり、その場合も現在保有する農地と新たに取得する、または賃借する農地の合計面積が10アール以上とならないと申請ができないなどの農地法の制約もあり、町内に点在し、不耕作となっている小規模の畑の活用が難しい実情もございます。

そのような状況から、町内各所に点在する不耕作の畑の有効活用につきましては、農地法等による規制をはじめ、様々な課題もございますので、現状では町の基本的な方針を打ち出せる段階に至っておりませんが、同じ課題を抱える自治体の活用事例等も参考に、今後研究してまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目のご質問のこのような農地が簡単に借りられる仕組みとして市民農園、シェア畑というものがありますが、町の導入はいかがでしょうかについてですが、市民農園を開設する場合の方法は、特定農地貸付法によるもの、市民農園整備促進法によるもの、農地を利用して農作業を行う農園利用方式の3つの方法があり、海沢にございますおくだま海沢ふれあい農園は、市民農園整備促進法に基づき、平成19年度に開園したものです。この法律では、休憩施設やトイレなどの附帯施設を整備することが必要とされておりますので、一定のまとまりを持った農地が対象となり、町内各所に点在する不耕作の畑をこの法律によって貸し出すことは、現時点では不可能であります。

その他の特定農地貸付法や農園利用方式による市民農園の開設には施設整備の要件はございませんが、相当数のものを対象としていることから、ある程度まとまりを持った農地が必要であり、点在する小規模の農地を対象に市民農園を導入することは難しいものと考えております。

また、市民農園の導入に当たっては、奥多摩町体験農園施設の設置及び管理運営に関する条例第1条目的及び設置の規定にあります町の豊かな自然を生かし、農林業等の体験を通じて都市住民と農村との交流を図り、地域の活性化と遊休農地の利用を促進することを

目的としており、おきたま海沢ふれあい農園のように、地域の皆様のご協力が欠かせないものと考えております。

このように、様々な制約や難しい部分もございますが、町といたしましても第5期長期総合計画の施策の中でグリーン・ツーリズムの推進を掲げておりますので、引き続き遊休農地や耕作放棄地の活用について検討・研究してまいります。

○議長（原島 幸次君） 石田議員、再質問はございますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁ありがとうございました。

3つの法律があるということで、その法律に基づいて市民農園、シェア畑というものを実施されるということで、海沢農園については協力を得て実施された成功事例だと思っておりますけれども、ほかの箇所でも面積の要件とか、まとまった農地というのは結構難しいかと思うんですけれども、ある程度の協力を得ながらやっていけば必ず道が開けるのかなというふうに思います。

町民の皆さんも、前回森林のことも申し上げましたけれども、農地の活用についてもよくご意見をいただきます。農地の手入れをされなくなると、見た目にも汚くなって景観を害したりしますし、また、負担のかからない農作業というのは健康増進にも繋がると申しますし、あと、移住された方々も何かそういうような作業もしたいということもよくお聞きしますので、いろいろな農地法や法律の制約がありますけれども、どうか検討していただいて推進していただければなというふうに思います。

特に質問はございません。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私からは、1問質問させていただきます。新型コロナウイルス

感染症対策について。

町では現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済の低迷に際し、町内に居住し、希望する住民に対し、町内の商店等で使用できる奥多摩町地域応援券を1人につき1万5,000円を無償で配布しております。この対策以外に、町民個人・法人向けに補助金、助成金、給付金などが支給されています。これらの費用はそれぞれ概算どの程度になっているのか、お聞かせください。

また、これに見合う金額が町に対して国都より支給されていると伺います。国内、世界を新型コロナウイルスの第3波が襲いかかっているとも言われています。感染者を今後も最小限に抑え込むためにも、財政面を含め、町の対応をお伺いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の新型コロナウイルス感染症対策についての質問にお答えいたします。

議員からは、新型コロナウイルス感染症対策事業の費用がそれぞれどの程度であり、国や東京都からの財政支援が歳出に見合う状況にあるのかについてご質問をいただきました。

現在、町では本年9月の第3回町議会定例会でご決定いただきました一般会計補正予算（第3号）において計上してございます住民向けの地域応援券事業の8,100万円や事業者向けの事業継続応援給付金の3,000万円をはじめとする複数の事業について、合計1億3,000万円規模の予算を投じ、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております。また、5月には国庫補助事業並びに議員皆様からの要望に沿って予算化されました町単独事業を合わせ、6億円を超える特別定額給付金事業をはじめとして、奥多摩観光協会が協会会員向けに実施しました助成事業の1,200万円及び子育て世帯への臨時特別給付金事業の400万円など、合計で6億3,000万円規模の予算を一般会計補正予算（第1号）として計上し、5月1日付で専決処分をさせていただきました。

そして、今般の第4回町議会定例会では、一般会計補正予算（第4号）として奥多摩病院支援金4,000万円の皆増や町独自のPCR検査業務委託等を含め、合計4,100万円を超える予算を計上し、ご決定をいただきました。

また、このほかにも感染症拡大防止対策用の消耗品費や備品費等を含めた小・中学校や公共施設等の予算があり、これらの関連予算を合算しますと、現在8億2,478万6,000円の歳出予算が計上されております。

これらの歳出予算に対する財源でございますが、国庫支出金としましては7億8,368万

8,000 円で、内訳としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第 1 次分が 5,923 万 9,000 円、同交付金の第 2 次分が 2 億 643 万 6,000 円で、合わせて 2 億 6,567 万 5,000 円、特別定額給付金事業費等補助金が 5 億 789 万 1,000 円、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金が 462 万 2,000 円、子育て関連施設向け緊急包括支援交付金が 250 万円、学校保健特別対策事業費補助金が 300 万円となっております。

次に、東京都の支出金としましては、1,792 万円で、内訳といたしまして、学校における新型コロナウイルス感染症対策補助金が 175 万円、休校時の昼食提供支援事業補助金が 39 万 6,000 円、学校給食費臨時休業対策費補助金が 14 万 1,000 円、PCR 検査や休業要請協力等に用いる感染症拡大防止対策推進事業補助金が 1,200 万円、介護施設等の簡易陰圧装置・換気設備設置支援事業補助金が 200 万円、介護施設等の消毒・洗浄経費支援事業補助金が 103 万 3,000 円、感染症防止対策に係る水と緑のふれあい館委託金が 60 万円となっております。

以上から国、東京都の歳入財源を合算しますと 8 億 160 万 8,000 円となり、歳出予算との差引きでは 2,300 万円ほどの金額が町単独予算の支出となります。

しかし、町では東京都から交付されます市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金 4,651 万 8,000 円を含む予算について、5 月 1 日付で専決処分をさせていただき、一般会計補正予算（第 1 号）の歳入予算に計上しております。

この特別交付金につきまして、現状では歳出予算事業に充当しておりませんが、これは、国が今後予定しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第 3 次分の充当を見込んでいることと、今後、更に新型コロナウイルス感染症対策に要する予算が必要となった場合、即座に予算編成の対応ができるように財源を留保しているためであります。

従いまして、町の新型コロナウイルス感染症対策に要する予算に関しましては、実質的には国・都の財源によって賄われている状況にあると言えます。

本年 9 月の第 3 回定例会では、7 番、澤本幹男議員から奥多摩町のこれからの財政についての一般質問をいただき、来年度の予算編成等につきまして国・都の状況も含めながら答弁をさせていただきました。その中では、コロナ禍にあって厳しい状況になることも想定しつつ、予算割れを生じないように、固めの見方をもって住民生活への支障ができる限り生じないように、町の予算編成作業を進めてまいりたいとの考えをお示しいたしました。木村議員からは、感染者を今後も最小限に抑え込むための財政面を含めた町の対応についてを質問をいただいております。

町では、さきに申し上げた様々な感染症対策予算を計上しておりますが、今後の感染状況につきましては、国内外を見渡しましても予断を許さない状況下にあると考えます。そういった観点から、来年度に関しましても感染症対策関連の予算編成ということにつきまして、一定の備えをしておかなければならないというふうに考えております。

現状、充当未済の特定財源がありますが、必要に応じて次年度にも活用できるような予算措置を講じることと、国・都をはじめ、近隣自治体や関係機関と情報連携を図り、日常的にも住民生活への配慮を行うと共に、感染拡大防止に資する必要な情報提供と啓発活動等にも今後努めてまいりたいと考えます。

○議長（原島 幸次君） 木村圭議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。

第3回の定例会で、全議員の賛成可決によりまして新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を関係国務大臣に提出しております。やはり何をやるにしても財源がなければできないわけですので、今後とも財源確保については是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと2点ほどお聞きします。奥多摩地域応援券のことでございます。これは先ほど小山議員からも質問がありました。実行率といいますか、91.6%。残り8.4%ということですが、やはり申請時に提出書類の中に個人の証明書のコピーを添付するということですが、例えばこのコピーが準備できずに申請を諦めたというような人がいるのかどうか、もしいるようであれば、町として何か対策といいますか、対応を考える必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。

あと、今後、ワクチンの接種ということが当然出てくると思うんですけど、これも国の財源として確保してもらってワクチンの接種が行われますけど、希望者全員に接種できるようにするためにも、医療機関だけでなく、例えば遠い地域については巡回して接種を行うとか、そのようなお考えはあるのかどうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、木村議員からの再質問の1点目にお答えいたします。地域応援券の申請に添付する個人証明書、運転免許証とかを求めたわけでございますが、そのコピーが出来ずに諦めた方がいるかどうかというお話でございます。

町のほうには、やはり問い合わせでコピーが出来ない場合どうしたらいいかというお話をいただいております。その場合には町の施設、文化会館、子ども家庭支援センター、保

健福祉センター、また役場であれば窓口等でコピーをさせていただきますということでご案内はさせていただいております。コピーがとれずに諦めたということ、ちょっと町のほうではまだ諦めたという方がいたかどうかということは把握できておりませんが、90%を超える申請があったというところで、先ほど小山議員さんからもありましたとおり、引き続きこの申請率、交付率が増えるように、証明書の部分を含めて対応を図ってまいりたいと考えております。

また、梅沢自治会等では、ひとり世帯の方とか、そういう方全て自治会のほうで回っていただいて申請のサポートをしていただいたという、ほかの自治会でも対応いただいたところがございますが、そういう地域のご協力があって90%を超える申請に今至っているということで考えておりますので、引き続きこれからも添付書類というものがどうしても申請には係ってくる部分がございますので、その対応につきましても考えていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 5番、木村議員の2点目の質問、ワクチン接種の関係につきまして福祉保健課のほうからご答弁申し上げます。

ワクチン接種の関係につきましては、現在、奥多摩町には奥多摩町新型インフルエンザ等対策行動計画というのがありまして、これを基本に、新たに新型インフルエンザ等に関する住民接種の実施体制の整備ということで、ガイドラインの策定をこれからしていくところがございます。

内容につきましては、住民接種の方法として集団接種の実施場所など、また、接種対象者やその周知、実施手順、文書による接種者の同意の取得、情報管理としまして記録の保存など、現在の行動計画にはありますが、それを更に新型コロナウイルスの接種の部分を取り込みまして策定していくという手順をこれからしていくこととなります。これは3月までには完成させなければならないということで、ここでその話し合いを始めたところがございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 木村圭議員、よろしいですか。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。大変重要なことですので、是非とも全員が受けられるようにご配慮いただければと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） それでは、1点質問させていただきます。

令和元年10月の台風により、日原地域が長期間にわたり孤立化したことに対する今後の町の対策についてお伺いしたいと思います。

この件については、東京都所管のものですから、町が直接ということではないと思うんですが、やはりきちんとフォローして、同じような災害が未然に防げるようなということで質問させていただきます。

令和元年10月12日、関東地方に上陸した台風により、町内各所で大規模な被害が発生しました。特に日原街道の大沢地区で発生した道路崩壊は、全面交通止めとなりました。10月21日には仮歩道が設置され、その後、令和2年5月7日には片側通行が可能となりましたが、この間、約7か月の間、自治会の皆さんはじめ、特に自治会役員の方々には大変ご苦労があったことと思います。

東京都の発表によりますと、全面復旧は、令和3年1月予定となっておりますが、まだまだ不便な生活が続きます。日原自治会の皆さんには是非ともご協力をお願いしたいところだと思います。

今災害が発生してから完全復旧までに約15か月を要することになります。全国的に見ても災害が大規模となっており、今後も同様の災害が発生することが全町に予想されますが、今回の事例について特に次のような点について必要と考えるので、東京都をはじめ、町の考え方がわかりましたらお教え願いたいと思います。

まず1点として、日原街道道路崩壊等の危険な箇所の調査をしているのかどうか。

それから、2番目として、日原地区に常設ヘリポートを設置する。これは、以前から要望が出ておりますが、こういうことがまたできるのかどうか、是非やってもらいたいと思っていますけども。

それから、日常並びに災害時に活用できるドローンの導入をしてはどうか。

4として、迂回路の設置、行き止まり道路の解消ということですが、以上の4点について東京都なり町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の一般質問、令和元年10月の台風により、日原地域が長期間にわたり孤立したことに対する今後の対策についてお答え申し上げます。

はじめに、令和元年10月6日に発生した台風19号は、大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸し、12日から13日未明にかけて関東地方を通過し、町では610.5ミリの記録的な雨量を記録いたしました。この大雨の影響により、一般都道204号日原鍾乳洞線（日原街道）では、平石橋先の都道の崩落や都道の崩落に伴う断水等の大規模な災害が発生すると共に、町が管理する町道、林道、河川及び観光施設、ワサビ田におきましても大変多くの災害が発生いたしました。一般都道204号日原鍾乳洞線（日原街道）につきましては2か所で災害が発生し、全面通行止めとなりました。

経過と復旧状況を申し上げますと、1か所目の栃久保地内、根元神社下の都道の亀裂では、都道下の斜面で亀裂が発生したことから、斜面を覆うグラウンドアンカー工法と法枠工法により復旧工事が行われ、令和2年3月10日に通行止めが解除となり、大沢地区までの車両の通行が可能となりました。

2か所目の大沢地内平石橋先の都道崩落では、本年5月に仮橋が完成し、地元住民等への配慮をいただき、4月25日の午前7時から先行開放が行われ、一般利用者には5月7日午前10時から開放となりました。

コロナ禍ではありますが、日原自治会の皆様を対象に7月9日午後7時から日原街道の復旧工事説明会を開催し、7月から9月上旬に崩落部に鋼製杭の打設工事、以降、付属物の取付工事が行われ、12月3日からは下部の盛土工として軽量盛土工事が行われております。

今後、上部の盛土工事、仮設歩道の撤去、仮設車道の撤去及び路盤工事が行われ、令和3年2月中旬頃に仮舗装の復旧を目指していると伺っております。

その後、都営水道の本復旧、最終的に路面のアスファルト舗装工事は、説明会でも説明がありましたが、4月以降の予定と伺っております。

この間、日原地域の皆様をはじめ、関係者皆様及び観光客を含めてご不便とご迷惑をおかけいたしますが、本復旧までもう少し時間が掛かる見込みでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

ご質問の1点目の日原街道道路崩壊等の危険な箇所を調査するについてですが、東京都建設局西多摩建設事務所によりますと、西建管内の山岳道路の斜面は番号で管理されており、5年ごとに全路線、全斜面を対象に定期点検調査が行われております。点検結果は3つのランクに分けて評価されており、ランク1は、対策が必要と判断、ランク2は、防災カルテを作成し対応、ランク3は、特に新たな対応が必要ないとのことです。ランク1、2は毎年1回、民間企業の力を借りながら特別点検調査を行うほか、3日に1度の頻度で

道路の巡回点検が行われております。一般都道 204 号日原鍾乳洞線は、ランク 1 が 65 か所、ランク 2 が 92 か所、ランク 3 が 18 か所の、合わせて 175 か所の調査結果が出ており、毎年計画的に斜面对策及び落石対策等の工事が行われているとお聞きしております。引き続き東京都に対して危険箇所の調査点検、維持補修等の整備をお願いをしております。

2 点目の日原地区に常設ヘリポートを設置する、以前から要望のあったものでございますが、令和元年第 4 回定例会において 9 番、石田芳英議員の一般質問にもお答えしておりますが、毎年、東京都の町村会並びに東京都町村議長会合同で、都知事、各局幹部及び都議会に対し、次年度の東京都予算編成に対する要望について実行運動を実施しております。

令和 3 年度東京都予算編成に対する要望においては、地域防災対策等の促進として、平成 26 年 2 月の大雪や昨年 10 月の令和元年東日本台風（台風 19 号）災害において日原地区の住民が孤立する状態が続いたことを示し、台風や大雪などで道路が通行止めとなった場合の地域住民の孤立対策及び西多摩地区は多くの観光客や登山者などが訪れる地域であることから、地域住民への対策と合わせて観光客への食料や宿泊施設、避難場所の確保が難しいことで観光客の孤立対策なども重要となるため、山間部町村へのヘリポートの設置を要望しております。

日原地区へのヘリポートの設置につきましても東京都に対し、引き続き要望をしておりますが、東京消防庁では、緊急時や災害等で交通手段の寸断など、緊急事案が発生した際には、ヘリコプターの機動力を最大限に生かし、空から迅速かつ効果的な消火、救助・救急活動を展開するため、専門部隊である航空消防救助機動部隊を平成 28 年 1 月に発隊させ、林野火災や山岳救助、自然災害等により生じた孤立地域の救助・救急事案への対応力を強化しているとのことで、日原地域においては緊急離着陸場や居住地周辺での見通しのよい地点を確保することで、救助・救急事案に対してホバリングなどでの対応も可能であることから、東京消防庁の協力を仰ぎ、有事に備えてまいりたいと思っております。

この日原地区へのヘリポートの設置は長年の懸案事項で、住民皆様からも再三ご意見をいただいているところでもあり、議会の皆様もその都度要望して、我々も東京都に対してお願いをしておりますが、いわゆる緊急離着陸場とヘリポートの場合には、どうしても予算規模ですとか、構造の内容が違いますので、そのあたりも一つの壁になっていると思います。ですから、できるだけ住民の皆さんがそこにヘリが降りられるという安心感ですか、そういうものを確保するためにも緊急離着陸場等、それから共有地域の周辺の見通しのよい地点を確保するという努力も今後とも続けてまいりたいというふうに考えております。

3 点目の日常及び災害時に活用できるドローンの導入についてですが、昨年、令和元年

台風 19 号で日原街道が崩落し、日原地区が孤立したことから、令和元年の 10 月 28 日に小池都知事、宮坂副知事が来町し、激励を行っていただき、被害を受けました奥多摩町に対し、緊急的な対応として完全自立型ドローンを活用し、孤立した日原地区へ大沢地内のトラウトカントリー駐車場から約 2.5 キロ離れた日原地区の奥多摩工業の敷地内まで生活必需品及び健康食品などの物資の搬送が行われました。

また、本年 11 月 19 日から 22 日に掛けて令和 2 年度東京都・北区合同総合防災訓練が実施されました。この訓練は、東京都、区、各防災機関との連携の強化及び自助・共助に基づく地域防災力の向上を図るため、コロナ禍における震災を想定した実践的な訓練で、初日の 19 日には、総合防災訓練の一環としてドローンによる物資搬送訓練が行われ、峰谷地区が訓練会場となり、旧小河内小・中学校校庭から峰生活改善センター下までの約 3 キロ、約 6 分の片道飛行が行われました。

今回使用されましたドローンは、プロドローン社製のもので、モーター軸間距離 1,625 ミリ、バッテリーを除く 12 キロの重量で、最大積載量は 30 キロ、飛行時間は、積載重量にもよりますが、最大約 28 分の機体を使用されました。ドローンによる物資搬送の内容では、道路の寸断による孤立と停電を想定し、衛星携帯電話、乾電池セット、飲料水と、小学生もおりますので菓子類などの積載量約 10 キロを積み込み物資の搬送が行われました。

訓練当日は、私と小池都知事が会議システムで都庁と通話しながら訓練を実施させていただきました。

今回、総合防災訓練の一環として、峰谷地区で実施していただきましたが、台風や大雪などで孤立した日原地区の経緯も踏まえますと、町として今後、万一の災害発生への備えとして大変意義あることであり、都知事に訓練の実施に対し感謝を申し上げた次第でございます。

また、昨年より日本郵便株式会社において奥多摩フィールドと位置付け、氷川地内と小河内地内でドローンを用いて荷物等の個宅配送の試行運航が行われております。この試行運航では、飛行する区間の各自治会に日本郵便株式会社よりドローン飛行のお知らせを回覧し、協力依頼の周知をしていただき、緊急時に備えたパラシュートを搭載するなど、安全確保に努めて運航しているものとお聞きしております。

いずれにいたしましても、災害時等の物資搬送では、東京都や関連機関と連携して対応を行ってまいりたいと考えております。

最後に、迂回路の設置（行き止まり道路の解消）についてですが、先ほども申し上げま

したように、台風 19 号ではこれまでに経験のない 610.5 ミリの総雨量を記録し、管内において多くの災害が発生しました。

この台風により一般都道 204 号日原鍾乳洞線では、栃久保地内根元神社下の道路の亀裂や平石橋先の道路崩落が発生し、日原地域が孤立したため、自衛隊には食料、水、燃料等の空輸を行っていただき、東京都建設局には仮設歩道及び仮橋を設置していただき、住民が往来できるようになりましたが、現在も全面復旧に向けた災害復旧工事を実施していただいている状況であります。

町では今回の災害を踏まえ、激甚化する自然災害に備えたダブルネットワークの構築として、一般都道 204 号日原鍾乳洞線のバイパス機能を有した安全で安心できる新たなアクセスルートの整備について、東京都予算編成に対する要望において新たな要望事項として要望すると共に、その実現に向けた取り組み、或いは働きかけを行い、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 小峰議員、再質問ありますか。

○8番（小峰 陽一君） ただいまの日原街道の危険箇所がこんなに多いとはびっくりしたところです。今、東京都もいろいろ積極的にネット張りだとかやっただけで、非常に良かったなとは思っているんですが、まだまだいっぱい危険な箇所がということなんで、是非ともこれからも町からどんどん働きかけていただいて、安全な道路にしていただけるようお願いしたいと思います。

それから、ヘリポートなんですけど、自民党の三多摩議員連盟連絡協議会が令和3年度の東京都に対して予算に対する要望を出しています。その中で、ヘリポートの設置を要求するという要望に対して東京都の回答がヘリポートの設置については、東京都地域防災計画震災編の令和元年度修正に合わせて、新たな適地選定調査を実施するなど、災害時臨時離着場の候補地の充実等を図った結果、多摩地域に157か所選定をしているという回答があります。その中で、これは臨時の発着場ということになってはいますが、奥多摩町が入っているかどうかちょっとわかりませんので、確認できたらと思います。

それから、ドローンなんですけど、今、町長からも何回かこの何か月の間にテストが行われたり、郵便局が大分週に何回も飛んでいるようなことを聞いております。やはり日常からもドローンをうまく使うと仕事の面でもうまく使えると思うんで、是非とも早く進めてもらいたいなと思うんですが、27年頃に町はドローンの実験を開始した経緯がありますが、そこら辺はまだどうなっているのか、2回ばかりのテストを見ただけでおしまいになっちゃっていますので、そこら辺も今後どういうふうに対応するのか、聞かせていただけ

たらありがたいと思います。

それから、迂回路については、自民党も毎年、要望書を出していますので、そこで自民党としての要求を毎年出していきたいと思うんですけど、簡単にできる仕事ではないと思うんで、根気よく続けていく必要があると思います。

ちょっとまとまりがなくなっちゃたんですが、質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8番、小峰議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のヘリポートの関係でございますけれども、離発着場ということで、奥多摩町管内では8か所のヘリポートがございます。その中で緊急離着陸場ということで、こちらの部分につきましては、大丹波のヘリポートは1つ、北蓑ヘリポート、こちら周遊道路になります。あと、古里小学校、登計原山林広場運動場、小河内貯水池ヘリポート、滝谷ノ峰ヘリポート、こちら日原の山間部になります。これが6か所でございます。あと、飛行場外の離着陸場として2か所が設定されております。こちらは奥多摩消防ヘリポート、雲取山ヘリポートということで東京消防庁には確認をしている状況でございます。この8か所でございます。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰陽一議員さんからの再質問2点目についてお答えを申し上げます。

ドローンの関係でございます。町長答弁の中にもありましたとおり、東京都との防災訓練を通じての活用、それから、日本郵便によります、昨年、そして今年度も行っているところですけども、そちらの活用ということで答弁を申し上げたところでございます。

小峰議員さんからは、これ平成28年度にスタートということになろうかと思えます。N I I といまして、国立情報学研究所と奥多摩町が共同研究契約の締結をしたということで1年更新ということで、今年で5年目ということで、現在も契約のほうは続けさせていただいているという状況がまず1点でございます。

これまでに実際に実証実験という部分で、数回、登計原のほうで披露等をさせていただいたというのが実情でございます。

今後どう対応していくかというようなご質問でございますけれども、以前にも何回かご質問いただいている部分があるんですが、国立情報学研究所につきましては、その研究計画の内容としまして、ドローンの運行管理技術とか、それから、A I の画像認識技術といった、いわゆる研究領域というんですか、そういったところの開発のために奥多摩のフィ

ールドを使って開発をしていきたいということで、町と契約を今も続けているというところが実態でございまして、町のほうからも、例えば獣害の対策であるとか、また、災害、或いは遭難者の発見といったことにも活用できないかというようなこともこちらからは依頼事項としてお伝えはしているところです。それに対して、N I Iのほうでも実際にサーマルカメラとかいろいろな技術を駆使しながら、そういうものが使えるような、いわゆる技術としては開発ができて進んでいるという状況であります。ただ、議員さんが申しております、いわゆる日常的な活用というところにつきましては、ここにつきましては、N I I自体が研究機関ということですので、それをまた日常的な産業とか社会実相に結びつけるというと、また別のところとのやりとりが発生してくるという状況になりますので、町としては現状としまして、いわゆる予算的に特別に支出を伴うものとかいうことはないという中で、なかなか社会実相にすぐに結びつくものではないんですけども、N I Iのほうとしましても是非、奥多摩のフィールドを引き続き使いたいということでございますので、そこを町が拒むという理由もないというふうに考えておりますので、今後につきましてもN I Iのほうから要請があれば、契約のほうは続けていきたいとは思っています。

また、そうは言いましても、やはりこういう地域でございまして、何らか形になるものというのも当然それは要望として出していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

また、今年につきましても計画の中では、またデモを実証実験等行いたいというのがあるんですけども、やっぱり今コロナの状況もありますので、実際できてないというのが実情でございます。ご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） それでは、小峰議員の4点目のご質問で迂回路の関係についてご回答させていただきたいと思っております。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、東京都の予算編成に対する要望の中で、新たな要望事項に加えて今後要望していくという考え方でございます。今後につきましては、都建設局におきまして現地調査や測量等を早急に実施していただきまして、バイパスルートの検討を行っていただくというようなことになっていくんであるということと考えてございます。

ただ、町としてのアクセスルートの整備イメージといたしましては、日原街道入り口交差点から大沢地内の平石橋までの間は幅員が確保されていまして、斜面对策等も行われて

いるということから、平石橋先からトンネル構造によりまして日原集落にアクセスするというようなバイパスルートのイメージを持っているところでございます。

ただ、これも町のほうのイメージということで、最終的には建設局さんのほうでご検討いただくということになるかと思いますが、いずれにせよ今後引き続き東京都さんに対して予算要望を続けてまいる、そういう考えでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 小峰議員、よろしいですか。

○8番（小峰 陽一君） 最初のヘリポートの件なんですけど、ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれませんが、令和3年度の臨時ヘリポートを157か所東京都は作ると言っているんです。その中に町が入っているのかどうかという確認をしたかった。

それから、もう一点はドローンなんですけど、町がドローンの予算つけたのが確か27年か28年ですよね。そのときにドローン買ってすぐ使うんだと言ったんですよね。それが翌年には形が変わって、今の研究機関とやり始めた。だから、方向が変わったんだということであれば別に構わないんですけど、あの経緯からいうと、町がドローンを優先してどんどん使っていくんだという、導入していくんだというふうに、いまだに私は受けていたんで、それはそういう方向で変わったならば逆に構わないと思いますし、東京都は今、盛んに、この間、町長も新聞に載っていましたが、積極的にやっていたいでいるんで、そっちを優先したほうがいいのかというふうに思っています。

そんなことでドローンについてはそういう理解をしました。最初のヘリポートについては、もし確認ができたらしておいていただきたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 今、157か所に入っているかというご質問の中ですけれども、東京消防庁にも確認はいたしますけれども、令和3年度の部分については、ご回答のほうは東京都からはございませんので、入っていないということになると思います。よろしくお願いたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、8番、小峰議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後2時より再開いたします。

午後1時47分休憩

午後 2 時 00 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10 番、宮野亨議員。

なお、宮野議員につきましては、一般質問に際し、パネル持ち込み許可の申し出がありましたので、会議規則第 100 条に基づき許可いたしました。

〔10 番 宮野 亨君 登壇〕

○10 番（宮野 亨君） 10 番、宮野でございます。

それでは、質問させていただきます。

東京都後期高齢者医療における住所地特例について。国民健康保険制度や介護保険制度では、区市町村の間で財政上の不均衡を回避するため、住所地特例制度が設けられている。

ところが、後期高齢者医療制度においては、都内の住所移動者に対して住所地特例が適用されてこなかった。これに対して、東京都後期高齢者医療広域連合は、住所地特例制度について住所地特例対象施設が一部の区市町村に偏在し、財政負担が生じており、何らかの財政調整を行う必要があるとの認識を示してきた。

都広域連合が実施した調査によると、影響が多い上位 10 自治体のうち 9 自治体が多摩地域の自治体であり、そのうち 6 つの自治体が西多摩地域の自治体であることが明らかになった。

調査結果を踏まえて都広域連合でも協議を重ね、国にも見解を求めてきた結果、保険者インセンティブ交付金を区市町村へ配分する形で住所地特例制度の偏差を補うとする補正予算が本年 11 月 25 日の東京都後期高齢者医療広域連合議会において成立した。

一方で、本年 1 月 30 日に開催された当広域連合議会での一般質問において、「医療給付費による財政調整や国が推奨する条例改正によることは、実質的に断念せざるを得ない状況にあり、施設偏在による財政負担不均衡の解消は、最終的には法令改正の道しかないと考えている。法令改正が実現するまでの間、現在検討中の特別調整交付金による財政負担の緩和策などを講じながら、引き続き国に対して法令を改正するように粘り強く要望していく」と答弁している。

これらのことを踏まえて以下質問します。

（1）東京都後期高齢者医療広域連合の住所地特例に関する協議会幹事会では、住所地特例に関わる施設入居者の状況や医療給付費への影響額などを明らかにするために、2 回の調査を行ったと聞いている。奥多摩町は受け入れ超過となった自治体で、影響額の多いほうから順番で上位から何番目で、影響額は 1 年間で幾らと試算されたのか。

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合で開始される保険者インセンティブ交付金の活用に関する町の見解について聞く。

①算定方法と奥多摩町の交付金額について聞く。

②広域連合の保険者インセンティブ交付金の活用に関する奥多摩町の見解を聞く。

(3) これまで東京都後期高齢者医療広域連合として、国に対して国民健康保険制度や介護保険制度と同様に、区市町村間の住所異動に住所地特例が適用されるよう、法令改正を行うことを要望してきている。奥多摩町としても西多摩地域、多摩地域の自治体と連携を図りながら、より強く国に対して法令改正を求める考えはあるか。

続いて、グリーン社会の実現へについて。臨時国会の所信表明で、菅総理は、二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの排出量実質ゼロを 2050 年までに達成する目標を打ち出した。日本の現状は 2018 年度のデータで、自動車、工場、火力発電などから出る総排出量は 12 億 4,000 万トン、対する吸収量は、森林、農地などから 5,590 万トンで、約 22 倍の差がある。排出量実質ゼロとは、この排出量と吸収量が釣り合った状態をいい、今後 30 年で達成するとしている。

近年、国内外では地球温暖化の影響と見られる異常気象に見舞われ、パリでは昨年、熱波による 42.6 度を記録。日本でも猛烈な大型台風が相次いで襲来するなど、気候変動の脅威が顕在化している。

国連環境計画では、世界レベルで排出量を抑制しないと破壊的な影響が生じると警告しており、脱炭素化が世界で加速している。欧州では昨年、他の主要国に先駆けて温室効果ガス排出量を 50 年までに実質ゼロにする目標を掲げた。また、世界最大の CO₂ 排出国である中国も 60 年までに実質ゼロを目指す方針を示している。7 月に政府が非効率石炭火力発電所を 2030 年度までに段階的に消滅させる方針を決定。更に年内に行動計画書を策定する予定である。今後の注目は、温室効果ガスの 8 割を占めるエネルギー分野の見直しである。

公明党は、長年、環境の党として気候変動問題に積極的に取り組み、地球温暖化対策に関する法律の制定や政府への提言を行ってきた。余剰電力買取制度や毎年 7 月 7 日にライトアップ施設の一斉消灯などを行うクールアースデーの創設はその一例である。

今後、まず再エネの主力電源化の推進として技術革新による再エネの低コスト化や水素エネルギーの実用化、送電線の増強、蓄電池の開発促進へ大胆な投資を進める必要がある。温室効果ガスの排出に対して価格を上乗せするカーボンプライシングの導入への議論も重要である。

町でも地球温暖化の影響により、6年前の記録的な大雪で1週間、峰谷地区等の孤立、昨年は台風19号の大雨による道の崩落で日原地区も孤立し、沢からの土砂流失で暗渠が埋もれる大災害がありました。自然豊かな我が町においても脱低炭素社会を目指し、クリーンエネルギーや水素エネルギーの実用化に向け取り組んでいく必要があります、実現を目指すべきと思います。

今後、コロナ禍で予算確保が大変難しいと思いますが、以下、質問します。

(1) 大雪除雪に対して職員の重機オペレーターの人数、また、過去の大雪除雪経験を生かした避難・避難所等の対策はどのようになりますか。

(2) 台風時、土のうを積まれた住宅を優先的に暗渠の見直しや大型化について今後の安全対策はいかがですか。

(3) 町は、クリーンエネルギーや水素エネルギーの実用化についてどのようなお考えか、伺います。

以上、町の所見をお聞かせください。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10番、宮野亨議員の一般質問にお答え申し上げます。

はじめに、東京都後期高齢者医療における住所地特例についてですが、住所地特例制度とは、被保険者が他の自治体にある特別養護老人ホーム等の住所地特例対象施設へ転出した場合、転出前の自治体の被保険者資格を継続することで、対象施設等が多く所在する自治体の医療給付費が増えることで生じる財政負担を調整する仕組みであります。

国民健康保険や介護保険などの保険制度においては、市区町村が保険者となるため、同じ都道府県内の市区町村に移転した場合でも住所地特例が適用されますが、後期高齢者医療制度では、保険者が都道府県後期高齢者医療広域連合のため、同じ都道府県内の市区町村に転出した場合では保険者が変わらないため、住所地特例は適用されません。

ご質問の1点目、東京都後期高齢者医療広域連合の住所地特例に関する協議会幹事会が行った調査について、奥多摩町は、受け入れ超過自治体での影響額の多いほう上位から何番目で、影響額は1年間で幾らと試算されたかではありますが、東京都後期高齢者医療広域連合が調査に至った経緯につきましては、東京都市長会及び町村会では、平成28年7月に同一広域連合の区域内での異動には住所地特例が適用されない後期高齢者医療制度において特別養護老人ホーム等の施設が偏在する都内市区町村間の財政負担の不均衡を是正するため、都広域連合独自の財政調整の仕組みについて検討するよう要請いたしました。

都広域連合ではこの要請を受けて、住所地特例に関わる施設入所者の状況や医療給付費への影響額などを明らかにするための調査を行い、平成30年10月の都広域連合住所地特例に関する協議会幹事会において報告されました。

調査結果では、島しょ部を含む都内62団体中、奥多摩町の年間受け入れ超過数は113人で、制度上、町が負担する額は12分の1となっており、その影響額は約800万円と都内では10番目、多摩地域では9番目、西多摩地域では6番目に多い試算となっております。

次に、2点目、保険者インセンティブ交付金についての質問のうち、まず、算定方法と奥多摩町の交付金額は、についてですが、保険者インセンティブ交付金については、国から東京都後期高齢者医療広域連合に交付される総額の25%相当額を広域連合配分額とし、残る75%相当額が市区町村配分額として各団体へ交付されております。

交付金の内容は、健診の受診率、ジェネリック医薬品の使用率向上の取り組みに加え、懸案となっていた住所地特例対象施設の施設偏在による財政負担の緩和を考慮した算定方法を採用しております。

奥多摩町の令和2年度分の交付金総額は、現時点で約500万円と推計され、その内訳として、健診受診率割合による配分額は約107万円、ジェネリック医薬品使用率割による配分額は約17万円、施設偏在割による配分額は約376万円になるとの報告を東京都後期高齢者医療広域連合から受けております。

次に、保険者インセンティブ交付金の活用に関する町の見解はありますが、都広域連合では、この交付金の使い道を市区町村が独自で実施する後期高齢者医療制度の被保険者を対象とする保健事業及び医療費適正化事業に要する費用、市区町村の後期高齢者医療特別会計歳出予算の総務管理費及び徴収費に計上する費用、その他、広域連合長が特に認める費用としております。交付金のうち、施設偏在割に関する配分は、東京都市長会及び町村会等の要請を受け、都広域連合として独自の財政調整の仕組みを検討した結果、十分ではないものの、施設偏在による財政負担を緩和するための一定の成果があるものと考えております。

保険者インセンティブ交付金につきましては、都広域連合が定める用途の範囲で有効に活用してまいります。

次に、後期高齢者医療制度における住所地特例の法改正を国に求める考えはあるかについてですが、保険者インセンティブ交付金は恒久的なものではないことから、住所地特例による財政負担不均衡の抜本的な解消のためには法改正が必要と考えます。

西多摩地区には、住所地特例対象施設が数多く所在し、全ての市町村が保険者インセンティブ交付金施設偏在割の対象となっています。このため財政負担の不均衡是正は、西多摩地区の重要な共通課題であります。

これまでも関係団体を通じて、東京都に国への働きかけを要望してきておりますが、今後も要望を継続すると共に、他の自治体と連携を図りながら、法改正も含め、制度の見直しを求めてまいります。

次に、グリーン社会の実現へについてのご質問にお答えします。

地球温暖化を解決することは、世界中の国と地域が共通で取り組むべき大きな課題であり、脱炭素社会は全世界共通の目標となっています。

地球温暖化に対する目標設定として 1997 年の京都議定書が有名であります。この京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減が先進国のみの義務とされ、効果は限定的でありました。その後、2015 年に採択されたパリ協定では、先進国と途上国を合わせた 190 か国以上の国々が参加し、脱炭素社会の国際的な実現が目指されています。

日本政府は、脱炭素社会の実現に向け、2020 年 6 月 11 日にパリ協定に基づく成長戦略を閣議決定いたしました。具体的な目標として、21 世紀後半の出来るだけ早い時期に脱炭素社会を実現すること、そして、2050 年までに温室効果ガスを 80%削減することを掲げています。

また、10 月 26 日には菅総理大臣は、温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロという目標を宣言しましたが、現時点での達成度やエネルギー利用に関する試算によれば、この目標達成は難しい状況です。このため日本政府は、地球温暖化対策の方針として 3 つの柱を掲げています。

1 つ目の柱は、イノベーションの推進で、技術分野のイノベーションによって温室効果ガスを大幅に削減できる方法の実用化及び普及を目指すというものです。イノベーションが期待されている具体的な技術は、水素、燃料電池、セルロースナノファイバー、カーボンリサイクルなどで、水素や燃料電池で走る自動車が実用化されれば自動車の排気ガスに含まれる温室効果ガスが削減できます。

2 つ目の柱は、グリーンファイナンスの推進で、環境問題に取り組む企業に対して十分な資金が循環する仕組みを表します。グリーンファイナンスの一例として、日本では 2013 年に環境省によって一般社団法人グリーンファイナンス推進機構が設立されました。この機構では、低炭素社会の実現に向けた取り組みを行う企業に対して出資するほか、グリーンボンドと呼ばれる債権の発行支援も実施しています。

3つ目の柱は、ビジネス主導の国際展開・国際協力で、国際協力を推進する具体的な仕組みの一つとして二国間クレジット制度が挙げられています。この制度は、先進国が途上国に対して資金や技術を提供し、温室効果ガスの削減分をクレジットとして受け取る仕組みで、途上国は資金や技術を活用し、先進国も自国における削減目標を効果的に達成でき、2017年時点で日本が制度を構築している国は、ケニア、ベトナム、インドネシアなどを含む17か国となっています。

また、東京都では2019年12月に未来を切り開き、輝き続ける都市を実現する脱炭素戦略としてゼロエミッション東京戦略を策定し、気候危機に立ち向かう行動宣言を行っています。

このゼロエミッション東京戦略は、6分野・14施策で構成されていますが、東京都気候変動適応方針、プラスチック削減プログラム、ゼロエミッションビークルの普及促進の3分野において重点的対策を必要としており、これらの実現のためにはエネルギーの脱炭素化が欠かせないとしております。

町といたしましては、現在実行中の第5期奥多摩町長期総合計画が令和6年度までの計画期間であることから、今後、次代を担う子どもたちのためにも、これまで申し上げた事項を念頭に、日常的な業務や暮らしの部分から脱炭素社会の実現による地球温暖化防止を目指し、第6期長期総合計画策定に向けて準備を進めてまいる考えであります。

さて、1点目のご質問、大雪除雪に対して職員の重機オペレーター人数、また、過去の大雪除雪経験を生かした避難・避難所等の対策はどのようになりますかについてですが、教習所において小型車両系建設機械特別講習を受講し、オペレーターの資格は17名の職員が有しておりますが、町道及び林道の直営による除雪作業につきましては、道路機能の管理を所管する環境整備課職員9名のオペレーターで対応しています。

また、過去の大雪除雪経験を生かした避難・避難所等の対策についてであります。直近の雪害対応としましては、平成26年2月の大雪となり、先ほど7番、澤本幹男議員のご質問にお答えさせていただきましたので、答弁が重複する部分につきましてはご容赦いただきたいと思います。

この大雪では、主に小河内地区・日原地区を中心に266世帯、494人が約1週間孤立状態となりました。このため町から東京都に対して自衛隊の派遣を要請し、陸上自衛隊並びに町内の建設業協会を中心に24時間体制で、また、奥多摩消防署、青梅警察署、警視庁機動隊、合わせて地域住民の皆様、更には災害ボランティアの皆様にも除雪にあたっていただいた状況ではありますが、停電の発生は、川井・大丹波地区の一部のみで約1日半で復

旧し、幸い町として避難所を開設する状況には至りませんでした。

しかしながら、今後、大雪による停電が長期化するなど、被害の状況により避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の拡大状況も踏まえ、感染予防対策を講じた上で、宮野議員の本年9月第3回町議会定例会の一般質問でもご答弁させていただきましたように、避難勧告、もしくは避難指示をいたします。

一方、当町の地理的条件から平成26年2月のような大雪の際には、避難誘導も含めて自衛隊要請をせざるを得ない状況と考えますが、食料などの物資搬送に当たっては、ドローンを活用することで孤立集落にピンポイントでの物資搬送に資するものでして、11月に峰谷地区において実施されました東京都の実証実験訓練に町としても全面協力し、連携強化を図ったところであります。

また、この9月には自然災害時の停電の早期復旧を目的として、東京電力パワーグリッド株式会社と基本協定を締結しており、今後も万一の災害発生に備え、東京都をはじめとする関係機関との連携を平時より図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問、台風時、土のうを積まれた住宅を優先的に暗渠の見直しや大型化について、今後の安全対策はいかがですかについてお答えいたします。

昨年の台風19号では、町内において610.5ミリの総雨量を記録し、町内各所の町道、林道を横断する水路や沢筋において大量の土砂及び立木が流出し、暗渠排水施設や横断排水施設が閉塞し、雨水が道路に越流したことで近隣の家屋では土のうを設置し、浸水対策を実施していただきました。

今後は、この経験をもとに排水施設の構造、或いは強度について再検討を行い、危険度や緊急性の高い場所から改良事業などによる補強整備を計画的に実施し、激甚化する自然災害に備えることで住民皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、3点目のご質問、クリーンエネルギーや水素エネルギーの実用化についてどのようなお考えか伺いますについてお答えをいたします。

昨今よく耳にするようになりましたクリーンエネルギーは、環境に対してクリーンで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や大気汚染の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物などを排出しないエネルギーであり、太陽光発電や風力発電、中小水力発電、地熱発電などがクリーンエネルギーと呼ばれています。

クリーンエネルギーが注目される理由は、環境対策、純国産エネルギーの活用、雇用の創出などがありますが、反面、課題も多く、発電コストの高さ、或いは国の補助金制度なしでは成り立たない状況などが挙げられております。

一方、水素エネルギーであります。水素はエネルギー効率がよく、エネルギーの輸送・貯蔵手段として将来性が見込まれております。国内では水素で発電し、動力を得る燃料電池自動車（FCV）の開発が進められており、首都圏においては水素エネルギーを利用した燃料電池バス（FCバス）が走行し、燃料電池トラック（FCトラック）や燃料電池スクーター（FCスクーター）など、多くの乗り物に活用されています。同時に、それら乗り物に水素を補給するための水素ステーションも各地に設置されています。今後は、燃料電池自動車がより普及すれば、水素ステーションの数も増えるものと予想されます。

いずれにいたしましても、今後、クリーンエネルギーや水素エネルギーの更なる化学的な研究や工業的な開発などの状況、社会環境の動向に注視しつつ、その活用について検討、そして研究をしてまいります。

○議長（原島 幸次君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（宮野 亨君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。質問ではなく要望となりますので、答弁は結構でございます。

台風 19 号災害から 1 年経ちましたが、災害時の爪跡はまだ消えていません。先日、新聞の土木遺産写真記事が掲載されておりました。目に留まった記事を持ってきましたので、小さくて画像が粗いので、見づらいと思うんですけど、何となくわかっていただけるかなと思います。災害復旧工事において、写真にあるように、観光立町の奥多摩では取り組む必要があると思います。町の 94%が急峻な森林で、なお国立公園でもあり、町には土木関係者も多く、土木遺産を基本に据えた考え方として根っこの部分で考えていただきたい。いかがか。

災害復旧後がこの写真のようになれば、観光的にも美しい国立公園内の奥多摩に変わっていくと思います。温暖化等による先の見えにくい時代ではありますが、工事に対しての負担も増していきますが、国立公園の中で地形が悪い当町であり、業務に携わる方々の負担も増しますが、仕事に対してなお一層の気合というか、やりがい生まれるのではないかと思います。

述べたいことは、都道日原線の拡幅工事が終わりました。その工事では土砂の代わりに 1 平米ぐらいの発泡スチロールを敷き詰め、擁壁に造られておりました。技術は随分進んでいるなど感心した次第です。この工事を見て、現代技術は本当にすごいんだなと思いました。

ここで、デザイン、製品の機能や美的造形を考慮した意匠計画、デザインですね、これを 10 年先に向けて、このコロナ禍で財政的には非常に難しいものがありますが、今後、

取り組むべき新庁舎等においても遺産になるようなデザインであってほしい。確かにコスト的なことを考えると、四角い箱、コンクリートでいくのはコストも安全だ、しかし、10年、20年、これから先、奥多摩町も生き残りをかけてですが、土木遺産になるような観光客が来て、美しい町だと言われるようなことにするには、ちょっと今までの感覚を変えていただいて、デザインをポイントに置いていただいて考えていただければ、日本一のトイレを超えた世界を意識した仕事に取り組んでいただきたいという思いで、これをお願いしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、10番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 私からは、農地バンク活用についてご質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大や中国の洪水、東アフリカ、南米、中国北東部におけるバッタの同時多発的大量発生により、世界的な食糧危機の可能性が高まっています。

6月、国連のアントニオ・グテーレス事務総長も世界に向けて8億2,000万人以上とされる飢餓人口が急増する可能性を危惧したメッセージを発信しました。食糧自給率の低い日本においては他人事ではない状況となりつつあります。

また、4月末に成立した国の補正予算には、食糧供給を強化する予算が800億円計上されましたが、国民1人当たりで換算すると600円ほどに留まる状況であります。この食糧危機に備えて自給自足で食物を生産し、一時的にも危機を回避するということが求められてくると考えられます。

現在、奥多摩町では、農業推進協議会を立ち上げ、奥多摩町における農業の推進及び農地法に基づく農地の権利移動などの事務処理を行い、農業の振興や農地の有効利用推進のための活動をしており、その中で農地バンクの登録が350件あります。

政府は、農地バンクによって複数所有者が存在する一帯の農地を集約し、担い手への農地集積・集約化を加速していきたい考えがあります。奥多摩町の場合、集約することによって獣害対策がしやすくなる可能性があります。

奥多摩町における農地バンクの活用実績とPR方法、効果、今後の展望などをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問、農地バンク活用についてにお答え申し上げます。

農地バンク事業とは、農業をやめる方や農業の規模を縮小する方から農地を借り受け、規模拡大や新規参入を希望される方へ貸し付けることにより、農地利用の集積・集約を進める事業のことであり、正式名称を農地中間管理事業といたします。この事業を公正かつ適正に行うことができる法人を都道府県知事が指定し、農地中間管理機構として都道府県に1つ設置され、東京都では平成30年4月1日に一般社団法人東京都農業会議が指定を受け、事業を行っているところであります。

この農地バンク事業を行うためには、農業振興地域の整備に関する法律の規定により、都道府県知事から農業振興地域の指定を受ける必要があります。その指定条件として、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること、農業の生産性の向上、その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること、農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められることなどの全ての要件を備えなければならないことから、町は指定の対象となることは難しく、農地バンク事業を実施することも困難な状況でありました。

しかしながら、令和元年5月23日付で農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正が行われ、令和2年4月1日より、農地バンク事業を行うために必要であった農業振興地域が指定要件から除かれたため、町の農地においても農地バンク事業を行うことが可能となっております。

なお、議員からのご質問の中にありました町の登録件数の350件の農地情報につきましては、農地バンク事業に登録されている件数ではなく、市町村及び農業委員会が整備している農地台帳及び農地に関する地図に基づき、全国農業会議所が市町村等と公表事務に係る委託契約を結んだ上で、農地法に基づき、農地情報をインターネット上で公表するサイト全国農地ナビでの公表数値であります。これは、今まで市町村等に個別に問い合わせなければ農地情報を入手できなかったものがインターネットにより無料で閲覧できるシステムとなります。

さて、ご質問の農地バンクの活用実績とPR方法、効果、今後の展望でございますが、農地バンク事業については、議員からのご質問にありましてとおり、農地利用の集積・集約化を進める事業でありますので、ある程度まとまりのある農地が必要であり、主に営農者が活用していることから、全国の活用事例を見ましても、小規模の農地が点在する地域ではなかなか進んでいないのが現状であります。そのため急峻な地形の中で、段々畑や傾

斜地の畑など小規模な畑が点在し、そのほとんどが自家消費用の野菜を栽培している町の状況では、農地の集積・集約化は現段階では難しいものと考えております。

このような状況から、現在まで町に対しても、農地バンク事業の実施主体である東京都農業会議に対しましても、農地バンク事業の問い合わせはなく、活用実績等はございませんが、農地の有効活用を図る観点から東京都農業会議と連携・協力し、町の実情に合った農地バンク事業のあり方について今後、研究をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても農地バンク事業をはじめ、様々な取り組みが進んでおりますので、引き続き獣害対策を推進すると共に、多様な農地の活用が図られるよう努めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 森田紀子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。農地バンクについてよくわからなかったもので、詳しく教えていただきましてありがとうございます。

奥多摩町では、例えば小丹波の方々が月1回朝市を行っていたり、あと奥多摩駅で駅前マルシェを行ったり、あとシルバー人材センターの方が年に1回、自家栽培で作られた野菜を福祉会館で販売したり、やはり自家栽培で作った野菜を売る場所があることによって、今、野菜を作っている方々が自分たちの作った野菜を買っていただいて、それで作ったものを売ることによって町の中で活性化が進むと思います。なので、これからも農業をやっている方が高齢化して畑をするのが難しくなった場合、例えば、奥多摩に入ってきた若者住宅の方々が農業に興味を持って農地で野菜を作るとか、そういう奥多摩の活性化のためにこの農地というものを使って発展性を求めていけたらいいのではないかと思います。

今後とも是非奥多摩の人口が増えて、奥多摩が発展するために、どうぞよろしくお願いいたします。

質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 地域応援券に見る町の課題について幾つか確認をさせていただきます。

現在、町では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済の低迷に際し、地域振興に資することを目的として、町内に居住し、交付を希望する住民に対して町内の商店等で使用

できる奥多摩町地域応援券を1人につき1万5,000円分無償で配布しております。申請期間は、令和3年2月19日までで、利用期間としては、令和3年2月28日までとなります。

約8,000万円の事業予算は、全額国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、予算額1億7,444万3,000円によるものです。ですが、これまでも交通弱者（日常的な移動手段のない人）、買い物難民（商店の廃業や交通網の不足により日常的な買い物が困難な人）といった問題は町内で発生しているものであったと考えられております。

もしも買い物や食事等で外出することのできない町民が一定数いるのであれば、その方たちは地域応援券の利用はできずに、相対的に不利益を受けることになる上、地域応援券の事業としては利用率が低くなり、町内の経済効果は限定的なものになってしまいます。

利用開始から1か月ほどが経過しまして、以下、確認したいと思います。

事業の利用状況について確認したいです。

申請状況や利用状況について中間報告等あるのでしょうか。

次に、交通弱者、買い物難民の環境下にある町民に利用を促す施策はあるのでしょうか。

次に、仮に利用率が低かった場合、事業終了時、利用率が低かった場合に事業委託料は余剰金が発生するとするならば、その余剰金はどうなるのでしょうか。追加施策など次善の策は可能になるのでしょうか。

次に、最終的に事業評価を行い、その結果によっては後述にありますが、M a a Sのような具体的な政策として今後の町政への反映を強く要望したいと思います。当町における交通弱者、買い物難民の問題について所感を伺いたいと思います。

今回の地域応援券事業は、町民にとってとてもありがたい、大変ありがたい施策です。当町の抱える交通弱者や買い物難民問題に取り組んで、交通や流通のインフラ整備を進め、町民の日常活動をサポートすること、こういった普段のサポートが経済面でも、福祉面でも、定住化対策としても、観光面でも大きな効果を持つものと考えていただき、反映していただきたいと思います。

最後になりますが、M a a Sというのは、国土交通省の推進しております交通弱者対策等のために自家用車に替わる移動手段等を提供などする取り組みでありまして、過疎地や観光地へ導入実験が今も実施されております。

以上でございます。お願いします。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、午後3時5分から再開といたします。

午後2時50分休憩

午後3時03分再開

○議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、伊藤英人議員の一般質問に対する答弁から行います。師岡町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 1番、伊藤英人議員の一般質問、地域応援券に見る町の課題にお答えいたします。

1点目のご質問の申請状況や利用状況について中間報告等はあるかについてですが、申請状況や利用状況は、月末締めで青梅商工会議所から町へ報告がございます。11月末時点での交付状況は4,590人へ交付済みであり、率にして91.6%となります。利用状況については、取扱加盟店が指定金融機関で換金を行い、指定金融機関から青梅商工会議所へ提出される業務報告により、地域応援券の換金枚数として把握できるものでありますので、実際に住民の方が商店等で利用した実数とは差異が生ずるものとなりますが、11月末時点で3万2,763枚の地域応援券の換金が行われておりますので、率にして21.8%が利用されたこととなります。

中間報告については特に予定はしておりませんが、住民向けに利用期間や利用促進の再周知等を必要に応じて図ってまいりたいと考えます。また、事業終了後の確定値に基づき、令和2年度の事務報告書で報告をさせていただきたいと考えております。

2点目のご質問の交通弱者、買い物難民の環境下にある町民に利用を促す施策はあるかについてですが、今回の地域応援券事業の大きな目的は、4番、小山辰美議員からのご質問でお答えいたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きな影響を受けている町内事業者の支援を迅速に行い、落ち込んでいる地域経済を活性化させるためであります。また、取扱加盟店についても幅広い業種の登録がなされ、住民側の利用促進にも繋がるものと考えております。

このように本事業は、交通弱者対策や買い物弱者対策に主眼を置いたものではありませんが、90%を超える交付状況から、多くの住民にご利用いただけるものと考えています。

なお、ご本人が買い物に行けない場合には、家族や知人、或いは町社会福祉協議会が実施主体でもあります地域ささえあいボランティア事業の利用もご検討いただきたいと思います。

ますし、町といたしましても必要に応じて周知を図ってまいりたいと考えます。

先ほど観光課長からも答弁がありましたように、申請から、いわゆる使い方までできるだけ細かな情報を集めて、地域住民皆様のご協力をいただきながら、できるだけ多くの使用に行き着くように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目のご質問の仮に利用率が低かった場合、事業委託料の剰余金はどうなるのか、追加施策等の次善の策は可能かについてですが、冒頭にも申し上げたとおり、11月末時点での地域応援券の交付実績は90%を超えており、利用率が低いとは今のところ考えておりませんので、現時点で本事業に伴う剰余金の対策や追加施策等の考えはございません。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金全体としての最終的な執行率等の見通しについて、町といたしましては、当該交付金を有効に活用する方針であり、現在、町において複数の施策が進行している状況でありますので、現状では追加施策等をお示しする段階にはないものと考えております。

最後に、当町における交通弱者、買い物難民の問題について所感を伺いたいについてですが、議員が要望事項として挙げられておりますMa a Sに関しましては、令和元年第3回町議会定例会において10番、宮野亨議員から、高齢者の交通手段の確保についての一般質問の中で、当時の河村町長から答弁をさせていただいております。詳しくは会議録をご参照いただきたいと思います。Ma a Sは、ICTを活用して交通をクラウド化し、マイカー以外の多様な交通手段を組み合わせることでシームレスに繋ぎ、一つの移動サービスとして提供する新たな概念であります。この中には自動運転システムの活用も含まれており、国内でも実証実験が行われております。

現在、鉄道、バス等の事業者では、スマートフォンのアプリを活用して、事業者ごとに様々なサービスを提供しておりますが、利用者の需要に応じて、これらを統合して実用化することに関して、現状では自治体が単独で取り組むような状況にはないと考えております。

また、交通弱者、買い物難民に関しましては、過去にも同様の一般質問を複数いただいております。その都度答弁させていただきましたが、広大な行政面積を有し、集落が点在し、過疎化の中、高齢化率が高止まりする等、町特有の事情を抱えている状況ですと、先ほど申し上げました地域ささえあいボランティア事業もごございますが、更に効果的な解決策というものはなかなか見出せないというのが実情であります。

町といたしましては、国、東京都、他の自治体等の動向も見ながら情報収集を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、引き続き研究を重ねてまいりたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 伊藤英人議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。

利用状況について教えていただきありがとうございました。11月末時点で、金額にすれば1,638万円程度が換金されたことになるかと思います。21.8%。この数値を今、低いと見るか、高いと見るかは分かりませんが、1か月半ほど経った現状でこの数値であるというのは、先々のことも考えれば、今のうちに対策については検討を始めたほうがいいのではないかとちょっと思うかなと思います。

次善の策というものが今年度中にできるのかどうか分かりませんが、次年度に継続できるのであればそれでもいいですが、例えば町外の人への有償で交付するとか、そういった町外のお金を町のほうに持ってくるためのやり方としても使えればいいなと思いますし、今回はこの町内の人たちがどう購買行動をとるかというビッグデータを集積するチャンスでもあったので、これは利用規約には反することですが、そういったことも検討できればよかったなと思いました。

そういった次善の策について、これから検討を積極的に行うのかどうかについて質問をしたいということと、あと、今回のコンセプトはとてもシンプルで、本当にお金を町内で回したいというそのやり方、とてもシンプルなやり方で、利用者にも事業者にも負担が余らないというものでよかったと思います。町民にとっても、新たなお店や町の魅力を発見する機会となりました。ありがとうございました。

Ma a Sに関しては、確かに導入は難しいかもしれませんが、そこで使われている乗り物などは、低速度で運転するようなのんびりとした乗り物です。一度そういったものが購入可能かどうかなどそういったことも別な機会に検討していただければなと思います。それも2つ目の質問としてお願いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員さんからの再質問にお答えいたします。

町長からの答弁の中で利用率という状況で21.8%、低いか高いかという状況、1か月の状況でのお話がありました。先ほども申しましたとおり、換金した枚数でのみ、この率を出しておりますので、実際にはまだ換金していない商店の方もいらっしゃいます。その差があることはご理解いただければと思います。

対策という部分でありますけれども、今回は、町内にいかに迅速にお金を落とすかということを主眼に置いております。そういった意味では、本来であれば利用期間もう少し短

くということも考えておりましたけれども、やはり利用する方が長く使えるようにということで、2月の末ということで設定をさせていただいたところでございます。

また、町へのお金を持ってくるやり方という部分のお話もございましたが、現在コロナ禍でありまして、そこをやってしまうと、今せつかく3名で抑えている感染予防対策を講じているものが、今、Go To イート、トラベル等も一時停止している状況、また、宿泊事業者や飲食業者の皆様のお声をお聞きすると、町外から来るお客様が、お受けはしているんですが、非常に自分が感染するのではないかとのご心配をされている声を非常に多く聞いております。この部分にありましては、町外の部分をここで考えるということは考えずに、いかに地域にお金を迅速に落とすかということで始めさせていただいたところでございます。

また、ビッグデータのお話もございましたが、そういう目的でやった事業ではございませんので、またほかの機会に、コロナ禍ではなくて、そんなようなデータがとれるような取り組みがもし今後やるようであれば、そういったことも視野に入れながら、ただ、なかなかそれをやって次にどう生かすか、ここが一番大事だと思っておりますので、そういった部分を含めながら考えていきたいと思っております。

次善の策の部分につきましては、先ほど町長からご答弁をいただいたとおりでございます。まだこれからいろいろな事業を町としてもやっている中で、交付金の執行率、そういうのを見ながら、それは考えていきたいと。ここもいかに効果的に住民の方に、また、事業者の方に反映できるかということも含めて考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、伊藤議員さんからの再質問、2点目についてお答えを申し上げます。

MaaSの関係でございます。モビリティ・アズ・ア・サービスということで、先ほど町長が答弁した中で、その内容について申し上げたところでございます。

こちら導入の関係に関しましては、伊藤議員からも難しいであろうということは認識をいただいているというふうに感じているところでございます。その次の段階として、いわゆる低速度ののんびりということで、恐らくカートであるとか、超小型モビリティのことを指していただけるのかなというふうに思っております。

今、東京都のほうでは2020年に向けた実行プランということで、政策展開として自動運転技術が普及した社会を見据えた都市づくりへの展開に向けということで、道路交通や

道路空間に与える影響や効果、活用方法等について国や自動車メーカーと連携を図りながら調査・検討を進めていくということで、こちらの都市づくりが中心になるんですが、自動運転社会を見据えた都市づくりのあり方検討会というものを今開いているところでございます。私のほうも町村部ということで、委員として参加をさせていただいております、つい先日もこちらの検討会議のほうがオンラインで行われたところでございます。

ただ、こちらの東京都、或いはいろいろな警視庁や自動車関係の企業の方が入っている中でも、なかなかその社会実相というんですかね、特に話の中心点がどうしても都市部のほうが多いということで、過疎地域のことも取り上げてはいただけるんですけども、それが優先度という言い方がいいのか分かりませんが、なかなか難しいかなというところは感じるところでございます。

また、八丈町とか、確か茨城のほうでも実証実験なんかもされていて、そこにはやっぱりMa a Sという自動運転が絡むんですけども、奥多摩でやる場合ですと、自動運転で誘導センサーというんですか、そういうものの埋設であるとか、やっぱり実証実験をしているのが大体障害物がなくて非常にフラットな場所というので今実験が始まっているという状況なので、奥多摩のほうだといろいろな地形条件からいって難しいのかなというのがあります。

ただ、超小型モビリティとかという部分であると、例えば駅に配置してとか、そういう形で何か実験的に使うやり方というのは、いろいろな文献を見ると書いてあったりもするので、そういう将来的な考え方はあろうかと思えますけども、現時点において、町の予算において購入して何か使っていくというのは、これは執行体制のこともそうですし、管理上の面であるとか、当然、公道を走りますので、安全面のこととかありますので、ちょっとこの辺は今後の研究ということで検討させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 応援券の換金率が21%ちょっと、私もちょっとびっくりしたんですけど、確かに換金であって、今、事業所、商店に相当応援券が留まっているんだろうと思います。実際2月末というふうに申し上げているので、ある程度たまった段階でというふうな多分動きではないかと思うんですが、町の広報でも2月末までなんで、是非3密を避けて、この時期にお使いいただきますようお願いもしているんで、最終的には相当な数字に行くかと思えます。

それともう一つ、これ欲張りですけども、今回の応援券の発行によって、先ほど議員

もおっしゃっていたように、新しい事業所とかお店を発見するという人も結構おりまして、その人たちが今後、応援券がもし切れても自分自身でいろんなところを巡れるようなことになればありがたいかなと思っています。これは私たち職員も一生懸命そういうふうな広報もしなくちゃいけないし、議員皆様にもまたそんなことでお願いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（原島 幸次君） 伊藤議員、よろしいですか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） 済みません、再々質問になってしまうかもしれないんですが、1つは質問ではなくて確認、事業者としては換金というのはなるべく早くやってしまいたいというのが本音だと思うので、換金が滞っていると考えるのはちょっと楽観的かなと思ひました。それは置いておいて、再質問として、受託者である青梅商工会、余剰金が発生してしまつた場合に関してはまだ検討はしてないと思うんですけども、実際7,500万円ほどが商品券として出ていて、仮に数百万円でも使われなかつた場合、それはどこに戻っていくのか、入っていくのかというのだけちょっと確認したいと思うんですけども。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員さんからのご質問にお答えいたします。事業者側への委託金のお話で商工会議所の部分だと思ひます。

今回、商工会議所のほうには、応援券の印刷だとか、今回、青梅商工会議所のほうに返信をしていただいて、そこから世帯主あてに郵送で応援券を送るといふ郵送の費用だとか、あと、町内の加盟店を募集するに際しては、町内をくまなく回っております商工会議所のほうからお声を掛けていただくというのがやはり一番効果的かなといふところで、総合的に委託を掛けさせていただいた部分でございます。地域応援券の部分も総額を全て渡しているということではなくて、単価契約という形で、使つた分をお支払いするといふようなことでございますので、予算額としては満額を見ておりますけれども、単価契約でございますので、使つた分だけ商工会議所のほうに流れていくということでございます。

当然、余剰金としては、今の段階では幾ら出るかといふことはわかりませんが、全くすべて使うといふことはあり得ませんので、その部分は町のほうに、予算ですと残ると、不用額といふような形で処理になると思ひます。その部分は、余剰金をどう使っていくかといふのは、90%を超える申請もあるといふことで、今のところはそれほど多く利用していただければ余剰金は出ないのかなと考えておりますが、先ほどと繰り返しますけれども、ほかの施策との絡みもございまして、その執行の状況、執行率、執行額を見ながら、町として有効な臨時交付金のほうを活用していくかといふところは、

これから考えなければいけないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 伊藤議員、よろしいですか。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

私からは、3点質問させていただきます。

まずはじめに、学校給食について質問いたします。

子どもたちにとって給食は、学校生活の中で大きな楽しみの時間となっています。家に張ってある献立表の当日のメニューを見てから登校する子どもさんも少なからずいるのではないのでしょうか。その日、苦手な教科があっても、好きなものが献立にあると頑張れたものです。給食は、身体的にも精神的にも、子どもたちに活力を与えてくれる学校生活では欠かせないものとなっています。また、保護者からは、栄養バランスを考えた食事を家庭で作るのは難しいので、栄養バランスのとれた給食はとてもありがたいという声も多くあります。

人の1年間の食事回数は、1日3食で計算すると1,095食ですが、子どもたちにとっては、そのうち2割近くが学校給食です。子どもの成長に多大な影響を持つ学校給食は、教育環境整備の充実という点でも重要な課題の一つだと思います。

先日、あるお母さんから、奥多摩町の学校給食のパンに発がん性物質のグリホサートが含まれているのが心配だという声が寄せられました。農民運動全国連合会、略して農民連と言いますが、その食品分析センターが昨年実施した学校給食パンのグリホサート残留調査では、入手することができた学校給食パン合計14製品のうち12製品でグリホサートの検出が認められたとのショッキングな結果が公表されました。3枚目に調査結果の表を添付いたしましたので、ご覧ください。

このグリホサートというのは、農薬の成分ですが、発がん性が認められ、人体への影響が懸念されるものです。多くの国で使用や輸入が禁止されるなど、世界中で大きな問題となっています。

海外では、小麦の収穫前に除草剤グリホサートを散布するプレハーベスト処理が恒常化

していると言われております。農林水産省の調査でも、カナダ、アメリカ産の輸入小麦には、9割を超える検出率でグリホサートの残留が見つかることが示されています。農民連の検査結果では、輸入小麦を使用している場合、学校給食パンであってもグリホサートが検出されることがわかりました。しかし、国内産小麦を使用する製品では検出が認められませんでした。これは、国内では小麦へのグリホサートのプリハーベスト処理的な使用登録がないことが理由として挙げられます。また、米粉を使用している製品からも検出されませんでした。

子どもたちが毎日食べる給食は、経済性や栄養面はもちろんですが、基本的に安全でなければなりません。パンに関しては、国内産小麦を100%使用したものか、米粉パンが望ましいと言えます。

また、国の第3次食育推進基本計画では、学校給食の地場産品の使用割合を30%以上、国産食材の使用割合を80%以上という目標を掲げています。保護者からは、オーガニック給食を推進してほしいというご意見もあります。

そこで、以下について質問いたします。

1、食材の安全性について。

①小・中学校の給食におけるパンや麺の原料、小麦や米粉の産地はどこでしょうか。

②肉、魚、野菜などのほかの食材の産地はどこでしょうか。

③東京都学校給食会が提供している食材の残留農薬の検査結果はどうなっていますか。

2、地産地消の取り組みについて、①奥多摩産のもの、②国産のもの、それぞれ食材、使用頻度、割合についてお答えください。

3、奥多摩町で有機農産作物を使ったオーガニック給食を進める上で課題はどんなことが挙げられるでしょうか。

次に、町営駐車場のあり方について質問いたします。

新型コロナの感染が拡大する中、政府は、11月21日にようやくGoToキャンペーンの見直しを決めましたが、実施時期や対象地域の説明はなく、11月最後の3連休は、各地で多くの人出が見られました。奥多摩でも多くの観光客が訪れ、道路は渋滞、駐車場利用も増えました。

9月議会で町営駐車場の有料化について質問いたしました。現在ある町営駐車場の収支の状況については、氷川駐車場の利用料収入が480万3,000円、支出合計が505万3,000円と25万円のマイナス、小丹波駐車場の利用料収入は30万4,000円で、支出合計は39万2,000円と8万8,000円のマイナスと、どちらも収入を支出が上回っているとの回答で

した。

車種によって料金の差はありますが、単純に普通車のみで考えますと、氷川駐車場は1年間に6,861台の利用があったこととなります。駐車料を1台当たり750円にするだけでプラスになります。小丹波駐車場は、1年間に434台の利用があったことになり、1台当たり900円で、ほぼとんとん、1,000円にすればプラスに転じます。

近年、どこの観光地も駐車場は有料になっており、観光客も観光地で駐車料金を払うことについては抵抗感がないようです。町民からは、観光客からは1,000円くらいいただいてもいいのではないかと、その替わり町民は無料にしてほしいというご意見が寄せられています。

また、駐車場を有料にすると客が減るのではないかと心配する事業者も、店を利用すれば駐車料金が無料になるなどの措置をとってくれば客は減らず困らない、むしろ今まで店を利用しないで駐車していた観光客を呼び込めるのではないかと言います。

町からの答弁では、町営駐車場の有料化については、収支の状況のみで判断すべきものではなく、有料化によるメリット・デメリットを住民や観光客をはじめ、関係する皆様のご意見等にも耳を傾けながら、その地域ごとの実情を把握した上で総合的に判断し、検討していく必要があると考えているというものでしたが、その後、町としてどのような対応をとったか、進展があればお知らせください。

最後に、核兵器禁止条約について質問いたします。

広島・長崎に原子爆弾が投下され、75年が経過しました。自らの被爆体験を語り、核兵器廃絶を訴えてきた被爆者の平均年齢は83歳を超え、命あるうちに核兵器廃絶をという願いは一層重みを増しています。

2017年7月、国連会議で122の国、国連加盟国の63%が賛成して採択された核兵器禁止条約は、今年10月24日、50か国の批准が達成し、来年1月22日に発効することが決まりました。被爆者の命がけの訴えと平和を願う一人一人の市民の勇気ある声と行動が世界を大きく動かした成果であり、核廃絶に向けた大きな一歩です。

大量破壊兵器はABC兵器とも呼ばれます。Aは、原子爆弾や水素爆弾などの原子(核)兵器、Bは、昆虫や細菌、ウイルスなどの生物兵器、Cは、毒ガスや焼夷弾などの化学兵器です。B、Cは1975年に生物兵器禁止条約、1997年に化学兵器禁止条約が発効しています。非人道兵器では、対人地雷やクラスター爆弾の禁止条約がそれぞれ1999年、2010年に発効していますが、桁違いの破壊力を持つ大量破壊兵器でもあり、非人道兵器でもある核兵器には全面禁止条約がありませんでした。人類史上はじめて核兵器を違法化

する条約がやっと誕生することになります。

8月に発表された日本世論調査会の調査では、核兵器禁止条約に日本は参加すべきという国民は72%に上っています。しかし、政府は唯一の戦争被爆国にも関わらず、核抑止力を口実に被爆者、国民の悲願に背を向け続けています。世論調査では、核の傘が必要だという人は8.6%にすぎません。

今、世界には1万3,410発の核兵器があると言われていています。その一部でも使われれば、一般市民への被害や地球環境に及ぼす影響は図り知れません。コロナ禍という世界的危機だからこそ、核軍縮、軍事予算の削減に思い切って舵を切り、人の命や地球を守るための予算を増やすなど、世界が連帯するときではないでしょうか。

奥多摩町は、平和首長会議に加盟し、核兵器廃絶平和のまち宣言も行っていますが、核兵器に対する町長の見解、また、唯一の戦争被爆国として核なき世界をリードすべき立場でありながら、核兵器禁止条約への参加を頑なに拒んでいる日本政府の姿勢についてどう感じていらっしゃるのか、お聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えします。大澤議員からは3点のご質問をいただいておりますが、1点目の学校給食につきましては、教育委員会の所管となりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

まず、2点目の町営駐車場のあり方についてですが、令和2年第3回町議会定例会の一般質問において、大澤議員から町営駐車場の有料化についてのご質問をいただき、私からは、収支の状況のみで判断すべきものではなく、有料化によるメリット・デメリットを住民や観光客をはじめ、関係する皆様のご意見等にも耳を傾けながら、その地域ごとの実情を把握した上で総合的に判断し、検討していく必要があるとお答えしましたが、今回は、その後、町としてどのような対応をとったか、進展があればお知らせくださいとのご質問でございます。

私自身、休日等には状況確認を兼ねて町内へ出掛けておりますが、今年の秋の行楽シーズンにおいても自動車やオートバイにより当町を訪れる観光客は、例年より多いように感じております。特に、天気の良い土・日・祝日では、早い時間から満車となる観光駐車場もあり、駐車場待ちによる渋滞も発生しておりました。そのような状況もあり、観光駐車場における課題等の洗い出しについて関係課で協議を始めるよう指示し、12月4日に副

町長と関係課職員により、第1回目の打ち合わせを行ったところであります。

また、白丸観光駐車場においては、11月30日まで夜間閉鎖を行う予定でありましたが、近隣にお住まいの方への夜間の騒音問題等の解消を図るため、引き続き夜間閉鎖を行うこととしました。

大澤議員からは、第3回町議会定例会の一般質問の答弁後に、駐車場の近隣にお住まいの住民の方から様々なご意見をご紹介いただきました。町といたしましても引き続き住民や観光客をはじめ、関係する皆様のご意見等にも耳を傾けながら、まさしくその地域ごとの実情を把握した上で、観光駐車場のあり方について引き続き検討し、具体化してまいります。

次に、3点目の核兵器禁止条約についてですが、核兵器の廃絶について、平成17年第3回定例会において、核兵器の廃絶や戦争のない平和な世界の実現に向け、核兵器廃絶平和な町宣言を求める決議が町議会議員の全会一致で可決されました。

決議では冒頭、「世界の永久平和は人類共通の願いであり、人類が尊重しなければならない普遍的な理念である」としつつ、「世界には数え切れぬほどの核弾頭が保有され、核拡散防止条約からの脱退宣言や新たに核兵器保有を発言する国があるなど、人類生存に対する大きな脅威となっている」と指摘し、その上で「世界唯一の被爆国である日本は、核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみを全世界に発信していかなければならない」と述べ、「奥多摩町議会は、日本国憲法の精神にのっとり、核兵器廃絶及び軍備縮小と世界の恒久平和実現のために平和な町宣言を求める」としております。

この決議を真摯に受けとめ、平成17年第4回定例会に奥多摩町核兵器廃絶平和な町宣言についてを議案として上程し、全会一致でご決定をいただいた経緯がございます。

この宣言の全文は、「世界の恒久平和は人類共通の願いであります。日本は世界唯一の被爆国として、核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、世界平和を願い求める人たちとともに核兵器廃絶の運動を続けてきました。しかし、核兵器の拡大拡散の脅威はなくなり、戦争等による惨禍は絶えない状況にあります。奥多摩町は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界の実現を願い、ここに核兵器廃絶平和な町宣言をします。」という宣言文で、この宣言と共に、白丸の町営駐車場へ「核兵器廃絶平和宣言の町」の広告塔を設置、例規集への宣言文の登載など、核兵器廃絶に向けた町の願いを発信しております。

また、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうとの広島・長崎の呼びかけに集まり、町も加盟しておる平和首長会議は、核兵器廃絶のためには、

核兵器を法的に禁止する枠組みが不可欠であるとの信念のもと、その早期実現を訴えてきており、その訴えが実を結び、核兵器の禁止を明文化した核兵器禁止条約が採択されました。条約の発効には50の国と地域の批准が必要となっておりますが、2020年10月24日に核兵器禁止条約の批准国が50か国に達し、2021年1月22日に条約が発効されることになりました。

核兵器廃絶に対しては、被爆者が待ち望み、世界的にもうねりとなる核兵器廃絶への一歩と言われており、条約の成立に至ったという歴史的事実を決して忘れてはならないと思っております。

次に、核兵器禁止条約への参加を頑なに拒んでいる日本政府の姿勢についてどう感じているのかについてですが、政府は2つの理由の説明の仕方があると報道されております。

1つは、日本は核廃絶を長期的な目標に据えているわけですが、階段は一つずつ上がっていくもので、一足飛びには実現できません。直ちに法的な拘束力を持って使用や保有を禁止することになると、核の傘のもとにいる日本としては、この核の傘を万全にすることが難しくなるということ。もう一つは、法的拘束力を持つ枠組みを作って核保有国を批判するということになると、保有国と非保有国の溝を深めてしまって、実質的な核軍縮の健全な対話が進まないという見方がされているとのこと。

いずれにしても日本政府が条約に参加しない理由がございますが、町として今後も大きな脅威である核兵器の廃絶に向け、平和首長会議の加盟自治体として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

若菜教育長。

[教育長 若菜 伸一君 登壇]

○教育長（若菜 伸一君） 6番、大澤由香里議員の1点目の一般質問、学校給食についてにお答えをいたします。

奥多摩町の学校給食は、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供することを目標にしており、各学校の児童・生徒数が少ないことなどから、小丹波161番地に建設をした学校給食センターで小・中学校3校全ての給食を調理する共同調理場方式を採用しております。

運営に関しましては、私、小・中学校長、小・中学校PTA会長を委員とする奥多摩町学校給食センター運営委員会を組織し、適正かつ円滑な運営に努めております。

はじめに、令和元年度の実績を申し上げますと、各学校で多少の差異はございますが、174回から177回提供した給食のうち、主食は、米飯が130回程度、パンが30回程度、麺類が14回となっております。

1点目のご質問、食材の安全性について、に関しまして、パンや麺の原料の産地は、うどんが国産小麦を使用しておりますが、パンと中華麺は、アメリカ、カナダからの輸入小麦を使用しております。これは、以前の国産小麦は、パンなどに適した性質のものが少なく、輸入小麦を使用したパンが主流であったためでございますが、その後、品種改良により、パンに向けた国産小麦が登場し、今では少しずつ国産小麦粉を使用したパンも増加をしております。

ほかの食材の産地につきましては、牛乳が東京都、米が青森県、豚肉が栃木県、鶏肉が青森県、サケが北海道、カツオが三陸沖のものを使用しているほか、野菜・果物は、関東・東北・長野県を中心に全国の食材を扱っております。また、輸入食材を使用しているものは、サバがノルウェー、マイワシがアメリカ、大豆がアメリカ、ピーマンが国産及び韓国とニュージーランド、オレンジがアメリカとなっております。

東京都学校給食会が提供する小麦について残留農薬の検査結果を問い合わせたところ、輸入小麦は非検出、または微量検出であるが、外部への公開はしていないとの回答でございましたので、ご参考までに農林水産省の令和元年度残留農薬検査結果をご紹介しますので、ご紹介します。

除草剤のグリホサートにつきましては、平成29年12月25日付厚生労働省告示により、小麦の残留基準が5ppmから30ppmへと緩和改正をされておりますが、283検体中76.7%に当たる217件が非検出、残りの23.3%に当たる66検体についても0.01ppmから3ppmとなっておりまして、全て改正前の5ppmより厳しい基準を満たしている状況でございます。

また、学校給食は米飯主体に転換をしておりますので、パン食は毎週1回程度となっていることから、現時点では問題はないものと考えております。

しかしながら、国産食材の使用割合を上げるということは、議員からもお話がありましたように、国の第三次食育基本計画で取り上げられている項目でもございますので、より安全な給食を提供するため、今後、経費は若干かさみますが、国産小麦を使用したパンを取り入れていきたいというふうに考えております。

2点目の地産地消の取り組みについて、に関しましては、可能な限り町内の作物を利用するようにしておりますが、生産量の問題などもあり、使用頻度は少なくなっております。今年度は治助芋、大根、柚子、サツマイモをそれぞれ1回ずつ使用しております。

国産の食材の使用につきましては、米、牛乳、肉、うどんが 100%、野菜・果物は出来る限り国産を使用し、割合は 90%以上になり、パンと中華麺は、全て輸入小麦を使用した国内生産品を使用しております。魚に関しては、安定供給の問題で 80%以上が輸入となり、使用頻度も同様となっております。

3点目のオーガニック給食の導入につきましては、以前から西多摩地区の栄養士会などでも話題に上がっておりますが、提供先が少ないこと、また、安定的な供給が困難であることや高価な食材が多いということなどから、全面的な導入は現状では困難であります。

今後も国内産や奥多摩産の食材の使用割合を可能な限り増やせるよう、提供業者や関連団体と連携をしながら取り組んでまいります。

○議長（原島 幸次君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

奥多摩町では比較的安全な食材で給食を提供していただいていることがわかりました。特に懸念されていたパンですが、100%国産小麦を使用したものにしていただけるということで、ありがとうございます。奥多摩町で子どもを育てる保護者は、それを聞いて安心できると思います。ありがとうございました。

オーガニック給食ですが、既に多くの外国で取り入れられています。例えばイタリアでは、2000年から学校給食や病院食などにおいて何らかのオーガニック食材を使うことが義務付けられています。特に、エミリア・ロマーニャ地方では、幼稚園から小学校までは100%オーガニック食、以降は35%以上オーガニック食にするよう義務付けられているそうです。お隣の韓国では、2021年から韓国ソウル市内全ての小・中・高校でオーガニック無償給食が実施されるという発表がありました。

日本でも一部の地域では既に導入し始めています。例えば愛媛県今治市では、PTAの働きかけもあり、地元の有機農産物をなるべく使用したオーガニック給食を推進しています。千葉県いすみ市では、2017年秋から市内全ての小・中学校の給食において地元産有機米を導入しています。奥多摩では農家も少ないですし、地場産の食材は限られます。また、町外から配送してもらうには、距離的に難しいということもお聞きしました。いろいろ課題はありますが、町での生産者を積極的に増やすなど、少しでも子どもたちに安心、安全でおいしい給食を提供できるように取り組んでいただきたいと思います。

再質問ですが、東京都学校給食会では食品検査を行っています。放射線物質については検査結果を公表していますが、残留農薬検査については、数値結果は公表されていません。問い合わせたところ、国の検査で安全基準を満たしているものということで、安全を前提

として学校給食会で行う検査は、あくまで補完的な検査であり、検査機関や生産メーカーとの兼ね合いから公表はできませんという回答でした。

この曖昧な回答から、農民連の調査結果のように、東京都学校給食会が提供するパンから微量でも農薬成分が検出されているのではと邪推してしまったのですが、先ほど教育長からのご答弁にもありましたように、やはりアメリカ産、カナダ産の小麦で製造したパンからは、微量けれども、グリホサートが検出されるということでした。

国が決める基準値だから安全と言われても、親の身になればわずかでも有害なものが入っているのであれば安心できないというのが率直な思いだと思います。教育委員会として少しでも残留農薬が検出されているのであれば、是非扱う食材は国産 100%のものに切り替えていただくよう、東京都学校給食会に是非要望していただきたいと思います。

駐車場問題についてですが、早速、地元住民の方のご要望を聞いて対応していただきありがとうございます。それから、11月に早速検討委員会の打ち合わせをされたということですが、その内容について公表できましたら、是非お願いいたします。

核兵器禁止条約ですが、本町は核兵器廃絶平和な町宣言の中で、核兵器廃絶への決意を明らかにしています。町長も同じ思いであると確認いたしました。

これまで日本政府は、核保有国と非保有国の橋渡しをすると主張してきましたが、もはや橋渡し論の破綻は明白です。日本政府は、核兵器禁止条約に反対する一方、国連総年に毎年核兵器廃絶決議を出していますが、今年出した決議案の賛成は過去最少で、一昨年と比べると 21 か国もの減少です。決議案は、米国に配慮して核兵器禁止条約に一切触れず、核兵器廃絶を究極の課題と先送りしているのに加えて、「核兵器の非人道性への深い憂慮」としていたのを「認識する」へと大きく後退させたことも問題視されました。特に、共同提案国が 2016 年は 109 か国だったのに、今回は 26 か国へと激減しました。過去の NPT 再検討会議の合意について履行することという文字を削除したこと、包括的核実験禁止条約の批准を求める記述が曖昧になったことから、NATO 加盟国の中からも支持できないとの声が上がりました。こうした日本政府の態度は、核兵器廃絶から遠のくものです。

本町も加わっている平和首長会議では、日本政府に対して核兵器禁止条約の締約国になるよう要請すると共に、来るべき核兵器禁止条約の締約国会議にまずは是非オブザーバーとして参加するよう要請しています。

また、日本政府に核兵器禁止条約への参加、署名、批准を求める意見書決議を上げた自治体は、現在 505 自治体に上っています。

再質問ですが、町長として核兵器廃絶平和な町宣言は、今後どのように体现していくお

つもりでしょうか、お聞かせください。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 6番、大澤議員の1番目の再質問にお答えいたします。

学校給食会で取り扱っている小麦、パンにつきましては、全てが輸入というわけではなく、食パン、コッペパン、丸パン、バターロールパン、ソフトフランスパンにつきましては国産小麦も取り扱っております。それにつきましては問い合わせたところ、希望すればこちらに切り替えることも可能であるというふうに伺っております。

そういうことですので、今後これらパンにつきましては、学校給食会の国産のパンのほうに、多少値段は上がりますが、切り替えていくことを考えております。切り替える団体が増えていけば、国産の扱いが増えてきまして、最終的には学校給食会の取り扱うパンが全て国産になるようなことも想定されますので、それに向かって私たちも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、大澤議員さんからの2点目のご質問にお答えいたします。駐車場問題の関係で、12月4日に第1回の打ち合わせをしたということで町長よりご答弁がございました。その内容ということでご質問かと思っております。

まず、第1回目の打ち合わせということもありまして、今年度のコロナ禍における観光駐車場の状況等踏まえて、駐車場待ちによる渋滞の発生や、ごみの問題などの現状を報告すると共に、それぞれの部署での課題等の洗い出しをまず行おうということで、第1回目は集まっております。

今回、有料化に特化したという部分ではなくて、町の駐車場の課題をざっくりばらんに話し合うような形で、それを解決するにはどうしたらいいかということで意見交換を行ったということで第1回目ということでやっております。

その中で課題といたしましては、やはりこういう町の地形上の問題もございますので、駐車場のキャパシティ、収容能力を増やしていくというのはなかなか難しいということ、また、そのため渋滞などで車等が集中したところをいかにどう対処していくかが重要であるというような意見等が出ております。また、入り口のゲートや車止めなどの機械的なものを設置するだけでは、やはり渋滞解決には至らないのではないかということ、また、有料化に例えたとしても、先ほどご説明したとおり、収容能力が限られているということで、例え1日1,000円にしたとしても、駐車場がないということで、有料にしても停

める方は停めるというような状況で、完全に渋滞等の解決には至らないのではないかというようなことも出ております。

そういった部分では、やはり先ほども申し上げましたとおり、集中したところをどう対処していくかということで、やはり人的にさばっていくしかないだろうというようなことの見も出ております。

また、そういったところに自治会へ委託をしながら有料化をするということも、小丹波の寸庭の駐車場ではやらせていただいておりますけれども、こちらも自治会の役員の方が最終的に、当初始めたときには人がいてできていたとしても、最終的に自治会の役員さんのみの負担になってしまうんじゃないかという声も出てきております。これは自治会のほうにもお話をちょっとさせていただいて、自治会からもそういうお声を私のほうも聞いております。

そういった意味で、通年ではなくて、ゴールデンウィークだとか、お盆の時期だとか、期間を限定して有料にするのも手ではないかというような様々な意見が出されておりますので、今回は、課題の洗い出しということでやらせていただいておりますので、引き続き、町の観光駐車場のあり方について検討は進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 大澤議員から国の対応についてのご質疑がございました。町では、答弁申し上げたとおり、廃絶の平和の町宣言を掲げておりますので、この気持ちに何ら変わることはありませんし、当時の議会の皆様にも議案を上程して決議をしていただきました。

ただ、国と国とのいろんな国家間の問題がありますので、私たちが、少なくとも私ができることは、地域の国会議員の皆様、そういうふうな方とできるだけこういう話題に対してまな板の上に乗せて、本当に国としてどういうふうこれから考えるのでしょうかというふうなことを投げかけることは是非してまいりたいと思います。そこでまた今世界の潮流の中で日本がどうやってこれからやっていくのかと。アメリカのトップも代わりましたし、いろんな形で日本の政府もその対応については相当苦慮していると思います。その辺も勘案しながら、各市町村の意見、態度を示すべきだなというふうな今のところ思っております。

○議長（原島 幸次君） 大澤議員、よろしいですか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。

ちょっと言葉足らずに質問してしまいました。学校給食に関しては、奥多摩町の場合は、国産小麦にさせていただけるということでしたが、東京都のほかの自治体の小学生、中学生の学校給食でも安心な食材を提供したいということで、町としてそういうふうに意見を言っていたらいいということなんです。

それから、駐車場問題については、いろんな問題を洗い出して検討していただいているということでありありがとうございます。有料化ありきではなく、一番は、住民の方の生活が脅かされる状況をなくしていただきたいということですので、今後ともまた検討をよろしくお願いいたします。

核兵器禁止条約については、町長から議員さんなどに直接投げかけていきたいということでしたが、政府が核兵器禁止条約に後ろ向きな今、平和首長会議に加盟し、核兵器廃絶平和な町を宣言するだけじゃなくて、署名を呼びかけるとか、自治体でも署名運動に取り組むとか、そういうふうにもう少し一歩進んだアクションも起こしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

再質問ではありません。要望です。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、少々お待ちください。

以上で、日程第2 一般質問は、全て終了いたしました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について、を議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、配布の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、配付の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあつては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会にあたり師岡町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 議会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、11名の皆さんから17件の一般質問を頂戴しました。新たな課題も見えてまいりましたので、そのことについてもしっかりと検討し、今後の町政に反映してまいりたいと思います。ありがとうございました。

それから、今議会には奥多摩病院存続の陳情も頂戴しました。住民皆様の熱い思い、地域を思う気持ちがひしひしと伝わってきました。その住民皆様の負託を受けた議員皆様の委員会での審議も逐次お伺いしましたが、本当に真剣な討論がされたというふうに思っております。このことをしっかりと胸に刻んで、また、私たちの奥多摩病院を守るところに努力をしてまいりたいというふうに思います。

今月の末に東京都庁に挨拶へ行く予定が取れましたんですが、その中で、本当にわずかな時間ですけれども、多羅尾副知事と会える時間がとれました。そこでもう一回この奥多摩病院のことも、9月には小池知事にお伝えしましたが、今回は多羅尾副知事にもう一度しっかりと伝えてまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

今回、開会中にJR東日本から情報が入りまして、やはり東京圏全体が終電を繰り上げるというところで、当然のことながら、青梅線の奥多摩駅の終電も早い時間に終わるという情報でございます。それに伴って、終電の前の1本をどうするかというふうなことも、先日お伺いしたときにいろいろな形で相談をさせていただきましたが、当然のことながら、短い間隔で利用する無駄というものをJRさんは感じておりますので、それもある程度の間隔で下がるんですが、いわゆる今までの御嶽止まりというのが1本ございました。それと全く近くなってしまう時間帯なんで、その御嶽止まりを奥多摩行にするという方向性も今情報をいただきました。是非これを間違いのないものとしてもう一回確認をしますので、今あくまでも情報でございますので、しっかりした情報をまた企画財政のほうから皆様方にもお伝えできるようにしたいと思います。

いずれにしても、やはりJRの存続も私たちにとっては大変な大命題でありますので、

いろんな観光に資する政策をJRさんやってくれています。私たちも一緒になって、そういう企業との協力をしていかなければいけないというふうにつくづく感じておりますので、よろしくお願いいたします。

このコロナ禍において議員皆様も本当に地域活動をご苦労されていると思います。年末年始に向けて、何よりも私たち職員、そして議員皆様が健康でなければ、町民の負託に応えることはできません。是非とも年末年始、安全な生活習慣をお過ごしいただき、新年を迎えていただけたらと思います。

本定例会大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和2年第4回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。

長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午後4時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員